



発達障害のある児童生徒等への支援に向けた 教育・福祉の連携事例集

令和7年5月



文部科学省



はじめに

障害のある子供たちへの支援に当たっては、学校教育のみではなく、教育と福祉が連携し、行政分野を超えた切れ目のない一貫した支援を行っていくことが重要です。

平成30年3月、文部科学省と厚生労働省による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」の報告が取りまとめられました。令和6年4月には、教育委員会等に対し、文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省の3省庁連名で、関係機関に対して通知を発出し、教育と福祉の連携に向けた一層の取組を依頼しています。

こうした中、教育と福祉の連携は着実に進展してきていますが、一方で、自治体によって取組状況は様々であることから、本事例集は、当省が過去に実施した委託事業の受託団体等を中心に、教育と福祉の連携に関する取組が進んでいる自治体にヒアリングを実施した上で、9件の事例について、概要版及び詳細版という2部構成で紹介しています。

概要版は、より多くの方々に見ていただけるよう、A4見開きサイズで、各自治体における取組事例の概要やキーワード、連携ポイント等を簡潔にご紹介しています。その上で、詳細版は、概要版を踏まえて関心を持っていた方に対して、取組事例に関するより詳細な説明を記載しております。本事例集が、各自治体における教育と福祉の連携における推進の一助となりましたら大変幸いです。

最後に、本事例集の作成に当たり、ご多用のところ、事例収集にご協力いただいた各自治体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年5月
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

目 次

- 1 はじめに … 1
- 2 目次 … 2～3
- 3 各自治体（9件）の事例 … 4～57

(1) 事例1：秋田県

「モデル市による取組の実践と県内への展開（トライアングル研修会の実施）」

- ア 概要版 … 4～5
- イ 詳細版 … 6～9

(2) 事例2：兵庫県

「計画相談支援事業所を介した福祉事業所との連絡会議の実施」

- ア 概要版 … 10～11
- イ 詳細版 … 12～15

(3) 事例3：札幌市（人口約196万人）

「『サポートファイルさっぽろ』の作成と個別の教育支援計画への活用」

- ア 概要版 … 16～17
- イ 詳細版 … 18～21

(4) 事例4：仙台市（人口約110万人）

「福祉機関への教員配置による『安心して相談できる』関係性づくり」

- ア 概要版 … 22～23
- イ 詳細版 … 24～27

(5) 事例5：東京都足立区（人口約70万人）

「全世帯を対象とした就学支援シートによる就学前後の情報連携」

ア 概要版 … 28～29

イ 詳細版 … 30～33

(6) 事例6：新潟県三条市（人口約9万人）

「子ども・若者総合サポートシステムを用いた切れ目ない支援」

ア 概要版 … 34～35

イ 詳細版 … 36～39

(7) 事例7：愛知県碧南市（人口約7万人）

「ICF（国際生活機能分類）の考え方を活用した地域支援体制づくり」

ア 概要版 … 40～41

イ 詳細版 … 42～45

(8) 事例8：兵庫県小野市（人口約5万人）

「モデル校による『顔の見える関係』づくりの実践と他校への横展開」

ア 概要版 … 46～47

イ 詳細版 … 48～51

(9) 事例9：鹿児島県霧島市（人口約12万人）

「学校と福祉が連携しやすい環境の整備と他校への横展開」

ア 概要版 … 52～53

イ 詳細版 … 54～57

モデル市による取組の実践と県内への展開（トライアングル研修会の実施）

キーワード

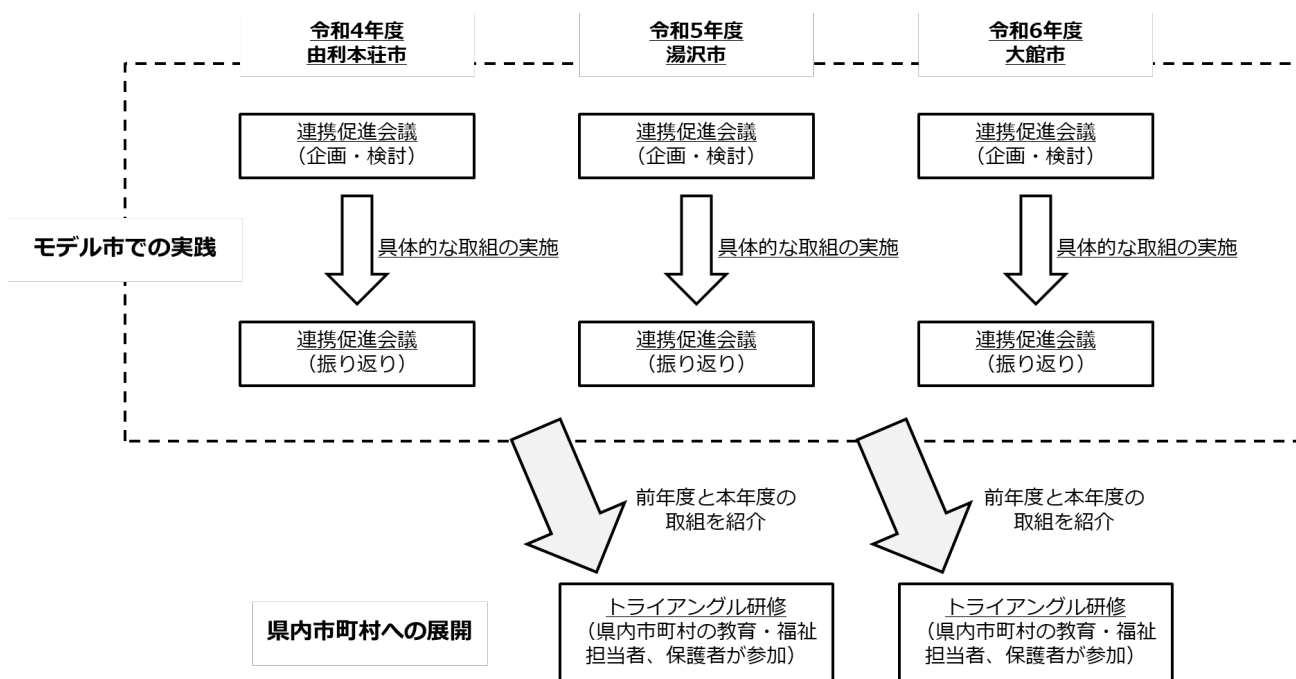
① モデル市の指定

② 連携促進会議

③ トライアングル研修会

事例の概要

- 秋田県教育庁特別支援教育課の業務として、県内3地区からそれぞれモデル市を指定し、「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進会議」への参加と、連携促進のための具体的な取組を依頼。
- モデル市教育委員会が中心となり、連携促進会議のメンバーを選定。連携促進会議において、連携促進に向けた具体的な取組を検討し、モデル市内で取組を実施。
- 令和5年度からは、県内市町村の教育関係者・福祉関係者・保護者を対象にした「トライアングル研修」を実施し、モデル市での取組を共有。



これまでの流れ

令和元年度

特別支援教育課が県内市町村の連携状況に関する調査を実施。

令和2年度
～
令和3年度

県内6市を対象に、「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会」を行い、取組内容を「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進のためのガイド」として整理。

令和4年度

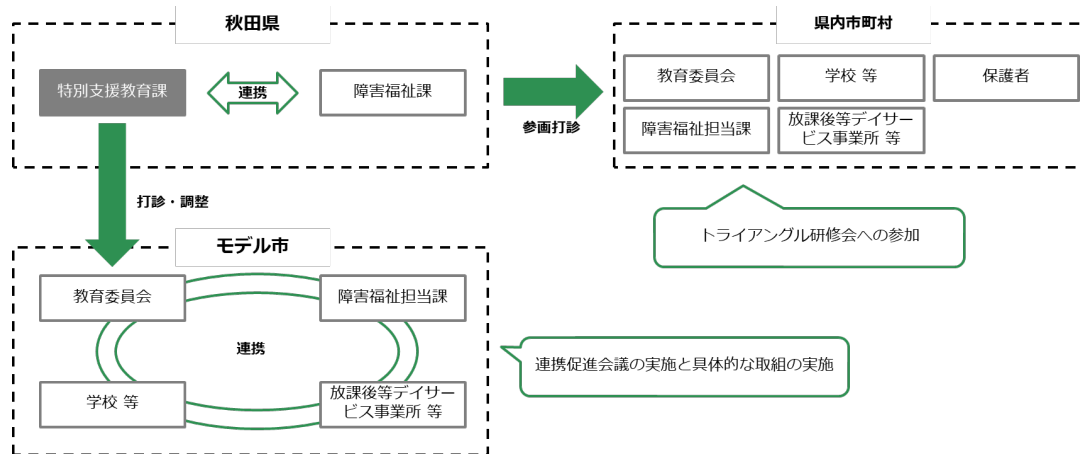
県内3地区からそれぞれモデル市を指定した「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進会議」の取組（本取組）を開始。
（令和4年度：由利本荘市、令和5年度：湯沢市、令和6年度：大館市）

令和5年度

教育と福祉に保護者を含めた3者間の連携を促進するため、「トライアングル研修会」の取組を開始。

連携の枠組

- 県内では、特別支援教育課と障害福祉課が連携し、トライアングル研修会への参加呼びかけを実施。
- モデル市内では、教育委員会と障害福祉担当課が連携し、連携促進会議のメンバー選定や運営、具体的な取組を実施。



成果

モデル市内における成果

- 関係者と良好な関係性をつないできたおかげで、学校で作成している個別の教育支援計画を放課後等デイサービス事業所に提供するなど、具体的な取組も生まれている。

県内市町村への展開における成果

- 「トライアングル研修会」も2か年目を迎え、参加者に積極的な姿勢が見られ、各市町村においてどのような取組をしていく必要があるのかを深く考えるきっかけとなっている。

連携のポイント

【福祉部局との連携に関する工夫】

○ 段階を踏んだ依頼と顔が見える関係性づくり

- 教育委員会から障害福祉課に対し、令和元年度・2年度に実施した県内市町村の連携状況に関する調査結果を共有するとともに、令和2年度・3年度の「研修会」に出席してもらいながら取組を共有し、連携のための素地を構築した上で、令和4年度以降に具体的に部局をまたいだ連携を行った。

○ 新年度開始段階での状況共有

- 障害福祉課が動きやすいように、新年度開始段階で、協力が必要になる事項や時期を共有した。

【モデル市との連携に関する工夫】

○ 「研修会」を通じた市の課題感の把握

- モデル市は、令和2年度・3年度に実施した「研修会」の参加対象であり、既に市として連携に対する課題感を感じていたため、前向きな協力を確保できた。

○ 市の課題を把握した担当者との連携

- 令和2年度・3年度の「研修会」を通じて、課題を十分に理解し、課題意識を持った市の担当者を県として把握した上で連携を依頼し、モデル市の主体的な活動を担保した。

【担当部署】

秋田県教育庁特別支援教育課

(TEL) 018-860-5135

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 秋田県

モデル市による取組の実践と県内への展開（トライアングル研修会）

事例の概要

- 令和4年度から、秋田県教育庁特別支援教育課の事業として、県3地区からモデル市（令和4年度：由利本荘市、令和5年度：湯沢市、令和6年度：大館市）を指定し、「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進会議」への参加と、連携促進のための具体的な取組の実施を依頼している。
- モデル市教育委員会が中心となり、連携促進会議のメンバーの選定を実施。連携促進会議は年度内に2回開催。連携促進に向けた具体的な取組計画を検討し実践、最後に取り組内容の評価・振り返りを行っている。
- 令和5年度からは、県内市町村の教育関係者・福祉関係者・保護者を対象にした「トライアングル研修会」を実施し、県内全体にモデル市の取組を共有している。
- 「トライアングル研修会」は、平日にオンライン形式で開催し、前年度のモデル市が実践した取組内容の紹介と、当年度のモデル市の教育担当者、福祉担当者、保護者が参加するシンポジウムを行なっている。オンデマンドによる視聴も併用している。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 学校では落ち着いている子どもが放課後等デイサービス事業所では落ち着いていないなど、子どもの見せる顔は場所によって様々である。それぞれの状況を伝え合うだけでも、子どもたちへの関わり方や働きかけが変わってくる。「家庭に帰ったときも安心してゆっくり落ち着いた状態で子どもたちが過ごせる」など、目指す姿を共有する必要性の課題感が現場から聞こえてきており、学校と放課後等デイサービス事業所とがお互いを知り、連携を深めていくことの必要性が高まってきた。
- さらに、県全体として放課後等デイサービス事業所の増加もあり、「1人の子どもが曜日を变えて複数の事業所を利用している」、「通常の学級の子どもも利用している」等、近年の傾向から県としての課題感も増してきていた。
- そこで、令和元年度・2年度に、特別支援教育課が県内市町村の連携状況に関する調査を実施。令和2年度・3年度に県内6市を対象に、「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会」を行い、取組内容を「学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進のためのガイド」として整理した上で、より具体的な連携方法を検討するため、令和4年度から本事業を開始した。

▼福祉部局との連携に関する工夫

段階を踏んだ依頼と顔が見える関係性づくり

- まずは、令和元年度・2年度に小・中学校教師や放課後等デイサービス事業所職員を対象に実施した県内市町村の連携状況に関する調査結果を県障害福祉課に提供し、令和2年度・3年度に実施した「連携促進に向けた研修会」に出席してもらいながら、特別支援教育課の取組を共有し、連携のための素地を構築するとともに、令和4年度に実施した「連携促進会議」を通じて、具体的に部局をまたいだ連携を開始した。
- 令和5年度から実施した「トライアングル研修会」において、県内市町村の福祉関係者への参加呼びかけや、放課後等デイサービス事業所を通じた保護者への参加呼びかけを、県・障害福祉課から実施する形で協働した。
- 3年間実施した連携促進会議では、モデル市の福祉課から「こちらの状況は理解してほしいが、教師も忙しそうなので、連携が難しかった。」等というような声もあった。お互いに連携の必要性を感じているものの、歩み寄るきっかけがなかったという現状があったが、今回の取組を通じて、双方の顔が見える関係になれたことで、やり取りがしやすくなったという声が聞こえてきている。

障害福祉課が行動しやすくなるよう、新年度開始段階での状況共有

- 新年度の開始段階で、障害福祉課の担当者だけでなく、上席者にも打ち合わせに同席してもらい、当年度の実施計画を特別支援教育課から障害福祉課とも共有し、協力が必要になる事項や時期を事前に伝えることで、障害福祉課が動きやすい状態をつくった。

▼モデル市との連携に関する工夫

研修会を通じた市の課題感の把握

- モデル市となっている3市は、いずれも令和2年度・3年度に実施した研修会の参加対象となった市である。例えば、由利本荘市の場合は、研修会において、県教育委員会側から教育と福祉の連携について課題意識を持っていることを相談したところ、自分たちの市の課題感ともマッチしていることから、モデル市としての事業の打診を前向きに受け止めてくれた。他のモデル市も同様に研修会に参加していた市であり、自分たちの市で既に連携に対する課題感を感じていることから、モデル市として前向きに協力してくれた。

市の課題を把握した担当者と連携

- 本事業では、モデル市が主体的に活動していく必要があるため、市の課題を十分に理解し、課題意識を持った市の担当者との連携が必要であった。
- 令和2年度・3年度に実施した「研修会」を通じて市との関係を築く中で、市の課題を十分に理解した担当者を県として把握し、連携を依頼した。
- また、実際にモデル市としての取組を打診する段階で、市の課題を十分に理解した担当者が在籍していることに加え、その担当者が次年度の異動の可能性が低い市に打診を行うことで、本事業への参加を得やすくした。

成果

▼モデル市内における成果

- 支援が必要な子どもに対して作成する個別の教育支援計画は、福祉につながっていないケースを含む様々な困難事例において、その子を支える関係者にとって、どのような支援をしているのかを情報共有するための効果的な活用ツールだと思っている。関係者同士が良好な関係性をつないできたおかげで、「相談支援専門員のモニタリングに教師が同席する」、「学校で作成している個別の教育支援計画を放課後等デイサービス事業所に提供する」、「学校向けと放課後等デイサービス事業所向けに保護者が2種類作成していた連絡帳を1つに統合する」等の具体的取組も生まれている。
- 「連携促進会議」に委員として参加していた小学校の教師が放課後等デイサービスを知ってもらうためのチラシを作成する等、校内での周知を図るための取組を実施している。

▼県内市町村への展開における成果

- 「トライアングル研修会」も2年目を迎え、前年度よりも参加者の積極的な姿勢が見られる。各市町村の実情を積極的に説明しながら、どのような取組をしていけばよいのかに関する情報収集をしようとする姿勢が感じられ、各市町村において、必要な取組について深く考えるきっかけとなっている。

課題

▼県内市町村への展開における課題

- 「トライアングル研修会」では、保護者の参加が少ないことが課題である。放課後等デイサービスを通じて呼びかけ、特別支援学級や通常の学級に在籍する子どもの保護者にも参加を促しているが、結果的に研修会へ出席したのは特別支援学校に在籍する子どもの保護者中心であり、シンポジストも特別支援学校保護者に依頼することとなった。通常の学級に在籍する子どもの保護者も含め、幅広い保護者のより多くの参加を促すために、参加形態や周知の仕方に関する工夫等、保護者に連携の重要性を理解してもらう取組が必要だと感じている。

▼取組の継続に関する課題

- モデル市の担当者が異動した後も、連携の取組が継続されるための工夫が必要である。県としては、全市町村を対象とした「トライアングル研修会」を継続し、新任担当者への普及啓発の場としても活用していきたい。
- 放課後等デイサービス事業所側の意識も高まっており、事業所の中には、知能検査を行うところもある。学校で知能検査を実施しようとしたら、実は放課後等デイサービス事業所において実施しており、学校では実施できなかったという事態があった（正確な数値を計測するために、知能検査は1年以上空ける必要がある）。3者（教育、放課後等デイサービス事業所等の福祉、保護者）の連携がより必要になってくることを改めて認識した事例であった。様々な特色のある放課後等デイサービス事業所の急激な増加に伴い、以前には無かった新たな課題が出てきている中、より良い連携に向け、継続して研修会を実施していくことが重要だと考えている。

▼福祉部局との連携に関する課題

- 障害福祉課との連携についても、担当としてではなく、組織として把握できる形で進めていく必要があると考えている。本県では、教育と福祉の連携の取組の一つとして、障害福祉課で所管している医療療育センター内の福祉相談に携わる部署に特別支援学校の教師2名を派遣したり、医師や臨床心理士などには教育委員会事業に有識者として相談の業務を担当したりするための協定を結んだりしている。このような取組を継続し、充実させていくことが大切だと感じている。

担当部署：秋田県教育庁特別支援教育課 （TEL）018-860-5135

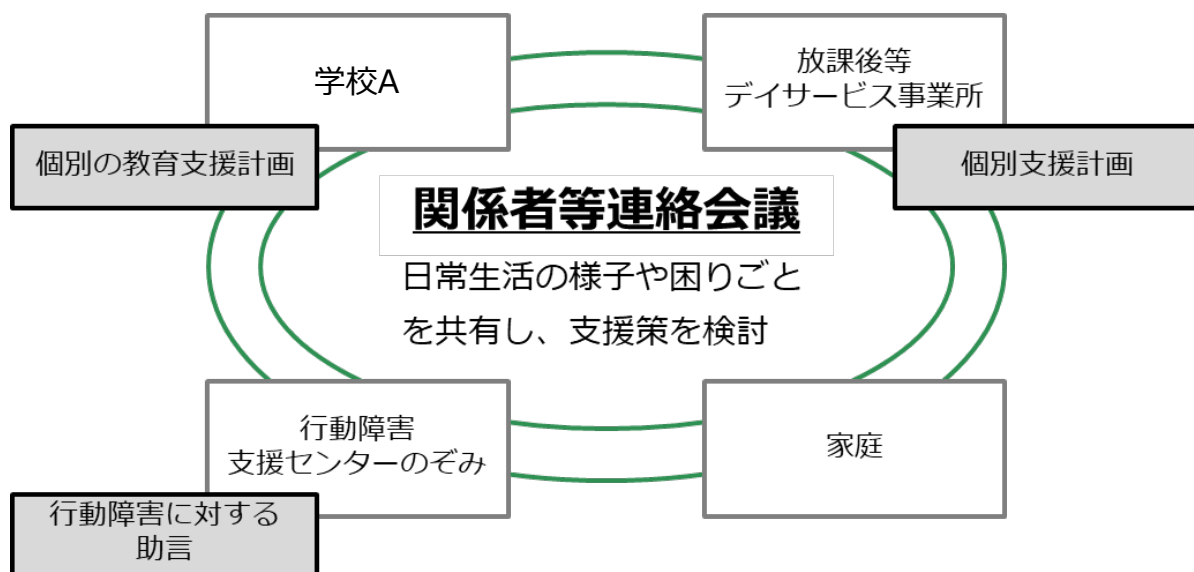
計画相談支援事業所を介した福祉事業所との連絡会議の実施

キーワード

- ① 関係者等連絡会議 ② 複数の放課後等デイサービス事業所との連携
- ③ 計画相談支援事業所 ④ 行動障害支援センターのぞみ

事例の概要

- 特別支援学校A（以下「学校A」という。）と放課後等デイサービス事業所、保護者が連携・参加する関係者等連絡会議を開催。
- 関係者間で話し合いが必要となった際に、計画相談支援事業所が連携のハブ役となって、関係者との調整を行う体制を構築。
- 学校Aや放課後等デイサービス事業所が関係者による会議を必要とした場合、まずは計画相談支援事業所に申し入れを行い、計画相談支援事業所が学校や放課後等デイサービス事業所といった連携先への会議開催の打診や日程調整、保護者への連絡・会議開催の同意取得を実施。



これまでの流れ

平成24年度以降

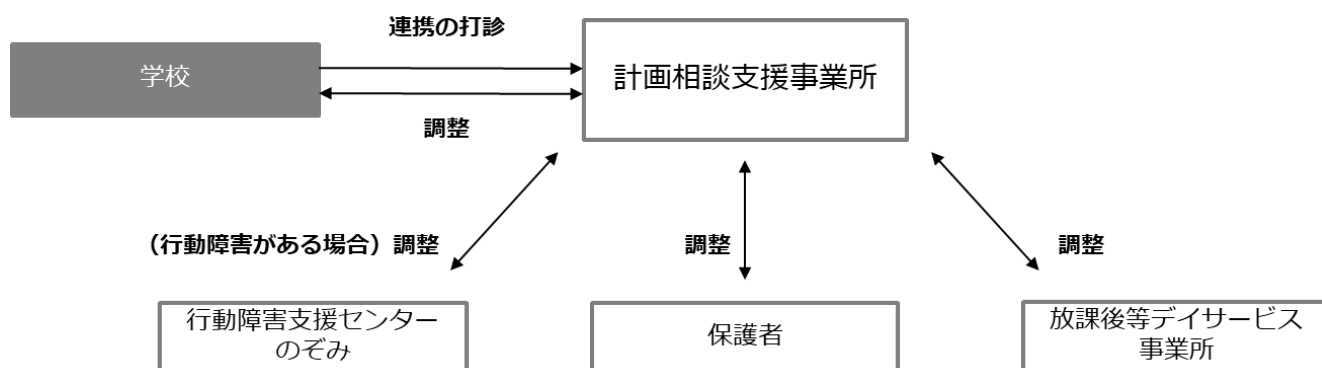
- 放課後等デイサービス事業所からの相談件数が増え、連携体制の整備が必要となる。
- 連携体制について基幹相談支援センターに相談した結果、基幹相談支援センターが連携体制の整備を行い、計画相談支援事業所をハブ役とする現在の連携体制が構築された。

平成29年度

「行動障害支援センターのぞみ」が開設され、行動障害の特性を持つ子どもについては、「行動障害支援センターのぞみ」との連携も開始。

連携の枠組

- 学校や放課後等デイサービス事業所が関係者による会議を必要とした場合、まずは計画相談支援事業所に申し入れを行い、計画相談支援事業所が関係者との調整を実施。



成果

家庭・学校・福祉事業者にとっての成果

- 関係者等連絡会議の開催により、家庭・学校・福祉事業者の3者が統一した支援を行うことが可能となる。その結果、対象となる子どもの安定した生活につながっている。

学校にとっての成果

- 計画相談支援事業所が窓口となったことで、連絡や調整に関する教師の負担が軽減された。

連携のポイント

【統一された支援方針を検討するための工夫】

○ 複数の放課後等デイサービス事業所との連携

- 子どもが複数の放課後等デイサービス事業所を利用している場合、統一された支援方針を検討するに当たっては、学校は複数の放課後等デイサービス事業所との連携が必要。そのため、連携に当たってのハブ役として、計画相談支援事業所が調整を行う体制を構築した。
- ハブ役として計画相談支援事業所が調整を行うことで、連携が滞りこともなく、スムーズに関係者全員が連携を行える体制となっている。参加が難しい放課後等デイサービス事業所の情報は計画相談支援事業所が持ち寄って会議に参加することで、全ての関係者の情報を基にした支援方針の検討が可能。

○ 個別の支援計画等を持ち寄った情報共有

- 関係者等連絡会議では個別の教育支援計画や個別支援計画が共有され、話し合いが行われている。

【取組が継続するための工夫】

○ 教師の負担低減

- 会議開催に向けた調整や会議における司会・進行、記録を計画相談支援事業所が実施。会議も学校において平日の夕方に1時間程度で開催する等、教師の負担が小さくなるよう工夫している。

○ 連携しやすい環境の整備

- 放課後等デイサービス事業所の利用状況の把握、研修を通じた連携方法の周知、オープンスクールへの放課後等デイサービス事業所職員の訪問等により、連携を行いやすくなっている。

【担当部署】

兵庫県教育委員会特別支援教育課（ヒアリング先：兵庫県内の特別支援学校）

（TEL）078-341-7711

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 兵庫県

計画相談支援事業所を介した福祉事業所との連絡会議の実施

事例の概要

- 子どもに対して統一した支援方法をとることができるよう、特別支援学校A（以下「学校A」という。）と放課後等デイサービス事業所、保護者が参加する関係者等連絡会議を開催している。
- トラブル等、関係者で話し合いが必要となった際に、計画相談支援事業所が連携のハブ役となって、関係者との調整を行う体制となっている。
- 具体的には、学校Aや放課後等デイサービス事業所が関係者による会議を必要とした場合、まずは計画相談支援事業所に申し入れを行い、計画相談支援事業所が学校Aや放課後等デイサービス事業所等の連携先への会議開催の打診や日程調整、保護者への連絡・会議開催の同意取得を行っている。
- 対象となる子どもに行動障害の特性がある場合、「行動障害支援センターのぞみ」も交えて会議を開催している。
- 学校Aにおいては、連携のための窓口役を特別支援教育コーディネーターが務め、会議には担任や学年主任が参加し、必要に応じて特別支援教育コーディネーターも会議に参加している。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 家庭での支援も含め、子どもに対して統一した支援を行う必要があると感じており、そのためには保護者への支援も含めた連携が不可欠であるという考えから、家庭、学校、福祉事業所による連携が必要であると考えていた。
- 平成24年度の放課後等デイサービスの提供開始以降、放課後等デイサービス事業所から学校に対して、子どもの発達について相談したいとの連絡を多く受けるようになった。多くの子どもが複数の放課後等デイサービス事業所を利用しており、1つの事業所のみと連携しても、対象となる子どもに対して統一した支援策の検討にはつながらないこと、また、担任が窓口役となってしまうと校内外との調整負担も大きくなってしまい、学校A全体として状況把握が困難になってしまうこと等から、連携における体制整備が求められていた。
- そこで、学校Aから基幹相談支援センターに連携体制について相談した結果、基幹相談支援センターが連携体制の整備を行い、子どもの発達について関係者と連携を行いたい場合、まずは計画相談支援事業所に連絡をし、計画相談支援事業所が連携のハブ役となって調整を行うという現在の体制が構築された。
- 平成29年度に「行動障害支援センターのぞみ」が開設されたため、行動障害のある子どもについては、「行動障害支援センターのぞみ」との連携も開始した。

▼統一された支援方針を検討するための工夫

複数の放課後等デイサービス事業所との連携

- 放課後等デイサービス事業所は、事業所によって実施している支援・取組に特色があるため、子どもが複数の放課後等デイサービス事業所を利用しているケースも多い。子どもが複数の放課後等デイサービス事業所を利用している場合、統一された支援方針を検討するに当たって、学校Aとしては複数の放課後等デイサービス事業所との連携が必要となり、この調整に大きな負担がかかっていた。しかし、計画相談支援事業所が連携のハブ役として調整を行うことで、連携が滞ることもなく、学校Aや放課後等デイサービス事業所からの申し出があった際には、スムーズに関係者全員が連携を行える体制となっている。
- 関係者との日程調整が困難であり、一部の放課後等デイサービス事業所の参加が難しい場合にも、計画相談支援事業所が、その放課後等デイサービス事業所での日常の記録等の情報を持ち寄って会議に参加することで、全ての関係者の情報を基にした支援方針の検討を行うことが可能となっている。

個別の支援計画等を持ち寄った情報共有

- 学校A、放課後等デイサービス事業所、保護者等による関係者等連絡会議では、各関係者が子どもの日常生活の様子や困りごと等を共有している。会議では、学校Aからは個別の教育支援計画が、放課後等デイサービス事業所からは個別支援計画がそれぞれ共有され、これらの情報を基に話し合いを行うことで、関係者全員で支援の方向性を共有している。

▼取組が継続するための工夫

教師の負担低減

- 関係者等連絡会議の開催に際して、計画相談支援事業所がハブ役を担い、学校A、放課後等デイサービス事業所との日程調整や、保護者への連絡を行っており、教師は日程候補を提示するのみとなっている。また、会議の司会・進行や記録も計画相談支援事業所が行っている。さらに、会議は学校Aにおいて平日の夕方に1時間程度で開催されることが多く、連携に当たっての教師の負担が小さくなるように工夫している。

連携しやすい環境の整備

- 以下のように、放課後等デイサービス事業所との連携を行いやすい環境を作っている。
 - 学校Aでは、全ての保護者に対して放課後等デイサービス事業所の利用状況の聞き取り調査を実施しており、全児童生徒の利用状況を把握している。
 - 毎年、新任の教師に対して福祉との連携に関する研修を行い、学校Aにおける連携方法についても周知している。
 - 年4回のオープンスクールの日程を放課後等デイサービス事業所に共有しており、その結果、放課後等デイサービス事業所の職員が多く参加している。

成果

▼関係機関にとっての成果

- 学校A、放課後等デイサービス事業所、保護者が参加する関係者等連絡会議を通じて、声かけの方法や日常生活における支援方法等について、家庭・学校・福祉事業者が統一した支援方法を定めることが可能となっている。3者で統一した支援を行うことが、対象となる子どもの安定した生活につながっている。
- 行動障害のある子どもについては、「行動障害支援センターのぞみ」と連携することで、より適切な支援方法についてのアドバイスを受けることが可能となっている。

▼学校Aにとっての成果

- 体制整備前は、連携のための調整作業を教師が行っていたため、教師の負担が増大していた。しかし、計画相談支援事業所が窓口となったことで、連絡や調整に関する教師の負担が軽減された。

課題

▼保護者の同意・理解

- 関係者等連絡会議の開催に当たり、計画相談支援事業所が保護者から同意を得た上で会議を開催している。多くの場合には保護者の同意を得られるが、一部のケースで保護者の同意を得られず、会議が開催できないこともある。
- 適切なタイミングで必要な連携・会議を開催するために、保護者に普段から連携の必要性について啓発を行っていくことが重要である。一方で、連携の必要性を感じていない保護者や連携に後ろ向きである保護者に対して、学校Aから必要性を強く訴えたと、教師との関係悪化や、学校に対する不信感を招く恐れがあるため、保護者への啓発には慎重なアプローチが必要となる。

担当部署：兵庫県教育委員会特別支援教育課（TEL）078-341-7711
（ヒアリング先：兵庫県内の特別支援学校）

「サポートファイルさっぽろ」の作成と個別の教育支援計画としての活用

キーワード

① サポートファイルさっぽろ

② 個別の教育支援計画の様式の統一

事例の概要

- 保健福祉局が教育委員会との連携の下、「サポートファイルさっぽろ」を作成。
- 「サポートファイルさっぽろ」は、本人の基本情報が入る「フェイスシート」、相談の記録等が入る「ヒストリーシート」、現在の様子を基に支援計画を立てるための「サポートシート」、進学・就労等における引継ぎのための「オプションシート」から構成されている。
- 平成29年1月から、教育委員会において、「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として定めている。

サポートファイルさっぽろ

フェイスシート

- 本人の基本情報

ヒストリーシート

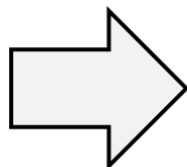
- 相談の記録

サポートシート

- 現在の様子をもとにした支援計画

オプションシート

- 引き継ぎのための情報

個別の教育支援計画の
基本様式として活用

これまでの流れ

平成16年度

教育委員会が、学びの支援のための情報が記録できる「学びの手帳」を作成。

平成17年度～

「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議」の「ネットワーク作り部会」において、途切れない支援の実施に向けた支援機関の連携構築における課題の整理・実施方法の検討が行われる。

平成26年度

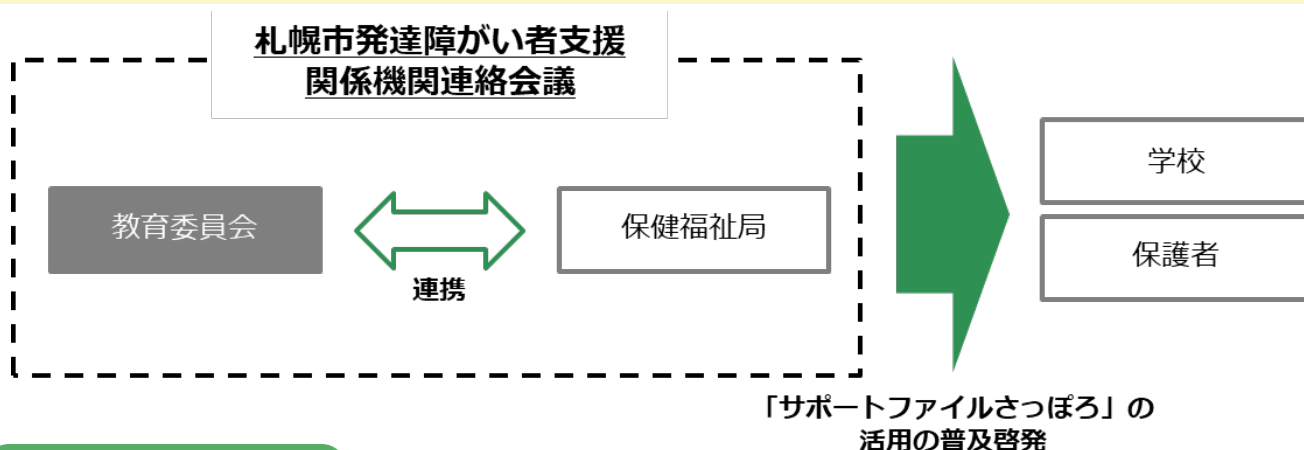
保健福祉局が教育委員会の協力を得て、「サポートファイルさっぽろ」を編集・発行。

平成27年度

「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として使用開始。

連携の枠組

- 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議での議論を基に、保健福祉局が教育委員会との連携の下、「サポートファイルさっぽろ」を作成。



成果

保護者にとっての成果

- 様々な機関が必要とする情報を統一された書式に盛り込めるようにしたこと、関係機関に対して同じ説明をする必要がなくなり、相談する際の負担が軽減した。

学校にとっての成果

- 「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式としたことで、特別支援教育の経験の浅い教師や若い教師にとって、子どもの実態把握や、目標の持ち方、支援の組み立て方等を考えやすくなった。

関係機関にとっての成果

- 個別の教育支援計画の基本様式化によって、学校側からは統一された様式で情報が提示されることとなるため、放課後等デイサービス事業所等の関係機関が学校との連携や情報共有を行いやすくなっている。

連携のポイント

【本取組を拡大するための工夫】

○ 個別の教育支援計画の基本様式として活用

- 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議を通じて、保健福祉局が抱えている「サポートファイルさっぽろ」の普及に関する課題感を教育委員会においても把握した。
- 教育委員会においても、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援を充実していくために個別の教育支援計画の様式の作成や活用について検討し、活用の普及の観点からも、「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として使用することとした。

○ 研修での活用

- 個別の教育支援計画の基本様式化によって、教育委員会としても「サポートファイルさっぽろ」の作成に関する研修等を多くの教師に対して実施することが可能となり、教師の共通理解を醸成している。

【担当部署】

札幌市教育委員会学びの支援担当課

(TEL) 011-211-3821

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 札幌市 (人口約196万人)

「サポートファイルさっぽろ」の作成と個別の教育支援計画としての活用

事例の概要

- 札幌市教育委員会が、学齢児を対象にアセスメントや学校の指導記録、福祉、医療等の様々な情報をファイリングできる手帳である「学びの手帳」を作成していた。現在は、教育委員会との連携の下、保健福祉局が作成する「サポートファイルさっぽろ」に統合された。
- 「サポートファイルさっぽろ」とは、本人の基本情報が入る「フェイスシート」、相談の記録等が入る「ヒストリーシート」、現在の様子を基に支援計画を立てるための「サポートシート」、進学・就労等における引継ぎのための「オプションシート」から構成されている。
- 平成29年1月から、教育委員会において、「サポートファイルさっぽろ」を「個別の教育支援計画」の基本様式とし、「サポートシート」を個別の指導計画と兼ねて活用することを定めた。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 保護者から、子どもの発達に関する相談のために教育センターや学校、児童相談所や医療機関等の様々な機関に行く度に、子どもの発達について同じようなことを最初から説明する必要があるため負担が大きく、公的機関に相談に行くことが億劫になってしまうとの声を聞いていた。
- 平成15年3月に「札幌市特別支援教育基本計画」が策定され、同計画の施策の1つとして、教育委員会において、学びの支援のための情報が記録できるA4ファイルサイズの手帳である「学びの手帳」を作成し、平成16年度から、市内に在住する特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒へ配布した。
- 平成17年度から、障がい福祉、児童福祉、医療、保健衛生、教育、就労等の担当課や医学、福祉等の学識経験者などによって構成される「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議」が開催され、その中の「ネットワーク作り部会」において、途切れない支援の実施に向けた支援機関の連携構築における課題の整理・実施方法の検討がなされてきた。
- 平成26年4月、「ネットワーク作り部会」での議論を踏まえ、保健福祉局が教育委員会の協力を得て、「サポートファイルさっぽろ」を編集・発行した。
- 「学びの手帳」は、「サポートファイルさっぽろ」に整理統合される形で廃止した。
- 平成29年1月から、教育委員会において、「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式とした。

連携のポイント

▼本取組を拡大するための工夫

個別の教育支援計画の基本様式として活用

- 「サポートファイルさっぽろ」の活用を促進するためには、子どもが産まれた全世帯に配布することが望ましいが、予算の都合上、当初から現在まで、市のホームページから保護者がダウンロードして活用する形が基本となっている。そのため、「サポートファイルさっぽろ」を作成したものの、なかなか保護者に行き渡らない・活用がなされないという課題があった。
- 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議を通じて、保健福祉局が抱えている「サポートファイルさっぽろ」の普及に関する課題感を教育委員会も把握していた。教育委員会も、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援を充実させていくために個別の教育支援計画の様式の作成や活用について検討していた時期であったことから、活用普及の観点からも、「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として定めることとした。

研修での活用

- 「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式として定めたことで、教育委員会としても「サポートファイルさっぽろ」の作成に関する研修を多くの教師に対して実施することが可能となっている。この研修を通じて、子どもの実態の捉え方や、目標の持ち方、支援の組み立て方等について教師の共通理解を醸成している。

成果

▼保護者にとっての成果

- 「サポートファイルさっぽろ」として、様々な機関が必要とする情報を統一された書式に盛り込めるようにしたことで、保護者が支援機関に相談に行く際には「サポートファイルさっぽろ」を提示すれば、行く先々で同じ説明をする必要がなくなり、支援機関に相談する際の負担が軽減されることとなった。

▼学校にとっての成果

- 「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式としたことで、どの学校においても、札幌市の校務支援システムから簡単に個別の教育支援計画を作成できることとなった。
- 特別支援教育の経験の浅い教師や若い教師にとっては、どのように教育支援を行っていけばよいか悩むことも多いが、「サポートファイルさっぽろ」を活用することで、どのように実態把握をしたらよいか、どこから支援を行えばよいか、1学期間や1年間での短期的・長期的な成長目標等について考えやすくなっている。

▼関係機関にとっての成果

- 「サポートファイルさっぽろ」を個別の教育支援計画の基本様式としたことで、多くの学校において同じ様式で教育支援計画が作成されることとなり、学校側から統一された様式で情報が提示されることが多くなったため、放課後等デイサービス事業所等の関係機関が学校との連携や情報共有を行いやすくなっていると考えられる。

▼「サポートファイルさっぽろ」の活用率の向上

- 現在、「サポートファイルさっぽろ」は、個別の教育支援計画の基本様式として活用していることから、就学時などに保護者が活用する機会があるほか、保健センターなどでの配布を行っているものの、基本的には保護者が市のホームページからダウンロードして使用する形となっている。教育相談室では保健福祉局と連携をして、就学相談を申し込んだ保護者の方々にサポートファイルの意義について説明し、様式や「作り方・使い方」集を配布し、普及啓発に努めている。

▼個別の教育支援計画の作成率の向上

- 札幌市では、通常の学級に在籍している子どもに対しても効果的に支援を行うために教育支援計画の作成率を向上させたいと考えている。特別支援教育コーディネーターの研修等では、「サポートファイルさっぽろ」の作成や活用の仕方について周知を図っている。

▼保護者の理解・同意

- 「サポートファイルさっぽろ」として様々な機関が必要とする情報を統一された書式に盛り込めるようにしているが、「サポートファイルさっぽろ」を作成することが、直ちに各機関と情報を共有することへの同意にはなっておらず、関係機関への情報共有については、個別に保護者の同意が必要となっている。
- 例えば、小学校から中学校への進学に当たっての引継ぎの際にも、「サポートファイルさっぽろ」を活用した情報の共有・引継ぎには保護者の同意が必要となる。現状、大多数の保護者の理解・同意は得られているが、保護者の同意を得られない場合には、継続・共通した支援の実施が課題となっている。

【サポートシート2】

現在の様子（取組や本人の状況）－学校－

記入年月日： 年 月 日 年齢： 歳 年 組

学 校 名： 記入者名：

学校での様子	
習慣 基本的な生活	
シ ョ ン コ ミ ュ ニ ケ ー	
学 習 の 様 子	
運 動	
興 味 ・ 関 心	
そ の 他	

【「サポートファイルさっぽろ」の「サポートシート」を一部抜粋（全体は以下に掲載）】

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/hattatu/supportfiles.html>

担当部署:札幌市教育委員会学びの支援担当課 (TEL)011-211-3821

※ 「サポートファイルさっぽろ」に関する詳細は、
右 QR コードからご確認ください(札幌市 HP)。



事例4

仙台市（人口約110万人）

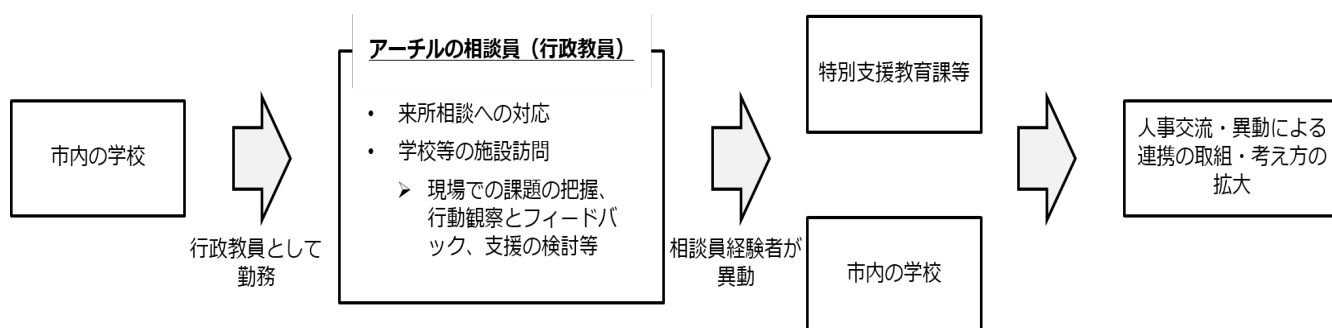
福祉機関への教員配置による「安心して相談できる」関係性づくり

キーワード

① 3部局共同 ② 行政教員（教育委員会からの出向者） ③ 連絡調整会議 ④ 学校訪問

事例の概要

- 仙台市では、健康福祉局の組織として、児童相談所の一部業務、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センターの機能を有する発達相談支援センター「アーチル」を、北部と南部に計2か所設置。
- 「アーチル」の学齢児支援係に、教育委員会からの出向者である行政教員を配置し、来所相談の対応や学校等の施設訪問を通じて、教育と福祉が連携しての支援を実施。
- 学校等の施設訪問を中心に行っている相談員は、学校を訪問して相談を受ける中で、子どもの行動観察と学校側へのフィードバックを行い、子どもへの支援について、学校側と一緒に考える役割を担当。
- この他、「アーチル」と特別教育支援課の課長級が参加する連絡調整会議や、実務担当者会議を年2回ずつ実施し、情報・課題の共有や、施策の方向性の検討を実施。

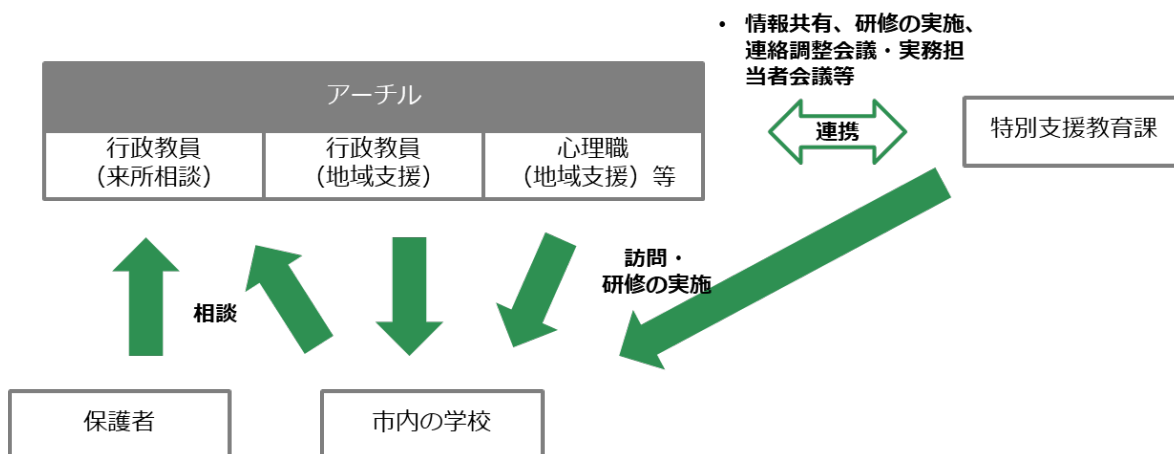


これまでの流れ

昭和53年度	教育・保健・福祉の3部局共同で、心身障害者相談センターを設置。設置当時から、行政教員という形で、教師1名を相談員として配置。
平成元年度	仙台市の政令市への移行に伴い、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所が対応する形で機能分割。
平成14年度	「生まれてから学齢期、学齢期から成人期にかけて、一貫した支援を同じところでしっかり担ってほしい」という市民からの要望を背景に、「アーチル」を開設。行政教員を相談員として3名配置。
平成23年度	より効果的な施策の推進を図るための協議の場として、教育と福祉の各所属長（課長級）が参加する連絡調整会議を設置。
令和6年度	相談件数の増加に伴い、相談員として在籍する行政教員の数も増加し、現在は、計11名の行政教員が相談員として「アーチル」に在籍。

連携の枠組

- 「アーチル」は教育委員会特別支援教育課と連携し、会議や日々の情報共有を実施。
- 「アーチル」に在籍している行政教員が相談員として来所相談の対応を行っているほか、行政教員の相談員が心理職の相談員や特別支援教育課とも連携し、学校等の施設を訪問。



成果

子ども・保護者にとっての成果

- 「アーチル」の設置によって、生まれてから学齢期、成人期にかけて、同じ機関から一貫した支援を受けることが可能。

市にとっての成果

- 「アーチル」の来所相談や学校訪問を通じて、学校側に連携の必要性が周知できたこと。
- 人事交流によって、教育と福祉の双方がお互いの役割を理解し合い、相手の意図を理解して業務に取り組むことができたこと。

連携のポイント

【学校が連携しやすくなるための工夫】

○ 行政教員の配置による学校の事情を踏まえた福祉機関の対応

- 「アーチル」に行政教員が在籍していることで、学校にとっても、相談相手が知っている教師だったり、学校の事情を知っている人だったりすることから、相談を行う敷居が下がり、関係性の構築に向けた一歩目を踏み出しやすくなる。また、「アーチル」としても、学校側の事情をしっかりと聞き、双方の事情に折り合いをつけ、現実的に何ができるかを一緒に考えていくというスタンスで臨むことが可能となっている。

【異動に左右されずに取組を継続するための工夫】

○ 様々な職階の職員が参加する会議の定期的な開催

- それぞれの課長級が出席する連絡調整会議や実務者会議の定期的な開催が、教育と福祉双方における視点の共有を図る場として双方の業務に位置付けられており、取組の継続性が担保されている。

○ 人事異動に伴う教育と福祉の連携促進

- 行政教員は、「アーチル」での勤務の後、教員職に戻るため、行政教員という人事交流と行政教員の異動が、その後の教育委員会との連携をより図りやすくなる流れを生んでいる。

○ 教師に対する相談体制の整備

- 教師にとって、行政教員による相談体制の整備は、教師に対する支援の一役を担っている。

【担当部署】

○ 健康福祉局北部発達相談支援センター (TEL) 022-375-0110

○ 同 南部発達相談支援センター (TEL) 022-247-3801 ※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 仙台市 （人口約110万人）

福祉機関への教員配置による「安心して相談できる」関係性づくり

事例の概要

- 仙台市では、知的障害の有無にかかわらず、発達の特性を踏まえた支援が必要な方が、子どもから大人まで一貫してケアを受けられるということをねらいとして、健康福祉局の組織として、児童相談所の一部業務、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センターの機能を有する発達相談支援センター「アーチル」の3つの業務を所管している。
- 「アーチル」は、北部と南部に計2か所（北部アーチル、南部アーチル）設置している。自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（LD）、知的障害など、あらゆる発達障害の乳幼児期から成人期までの相談・支援を行っており、教育委員会からの出向者である行政教員を学齢児支援係に配置することで、学校との連携強化を図っている。
- 令和6年度時点で、計11名の行政教員が相談員として学齢児支援係に在籍しており、来所相談の対応や学校等の施設訪問を行っている。相談員は、学校を訪問して相談を受ける中で、子どもの行動観察と学校側へのフィードバックを行い、子どもへの支援について、学校側と一緒に考える役割を担っている。
- その他、「アーチル」と特別教育支援課の課長級が参加する連絡調整会議や、相談員など担当者レベルが参加する実務担当者会議を年2回ずつ実施し、情報・課題の共有や施策の方向性の検討を行っている。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 障害のある方が、早期に専門機関とつながり、一貫したケアを受けていくことを実現するため、昭和53年度に、教育からの働きかけで教育・保健・福祉の3部局共同で心身障害者相談センターを設置。設置当時から、行政教員という形で、教師1名を相談員として配置していた。
- 平成元年度における仙台市の政令市への移行に伴い、児童相談所と知的障害者更生相談所の設置義務への対応から、心身障害者相談センターは解消され、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所が対応する形で機能分割された。
- その後、「生まれてから学齢期、成人期にかけて、同じ機関から一貫した支援をしっかりと担ってほしい」という市民からの要望を背景に、平成14年度に現在の機能を有する「アーチル」が設置された。「アーチル」の開設に伴い、行政教員を相談員として3名配置した。
- 「アーチル」の開設以降、相談件数は増加の一途にあったが、教育の現場と福祉の現場とでの意見の相違などから支援方針が一致しない事態がみられ、教育側、福祉側双方が危機感を抱くようになった。その結果、教育と福祉の連携のための課題解決に向けて協議の場の設置に向けた動きが生じ、平成23年度に教育委員会に特別教育支援課が設置され、より効果的な施策の推進を図るための協議の場として、教育と福祉の各所属長（課長級）が参加する連絡調整会議が設置された。

- 「アーチル」への相談件数の増加に伴い、相談員として在籍する行政教員の数も増えていき、令和6年度からは、より学校との連携を図ることを目的とし、学校等の施設訪問を中心に担う「地域支援担当」の相談員として、行政教員を2名配置している。

連携のポイント

▼学校が連携しやすくなるための工夫

行政教員の配置による学校の事情を踏まえた福祉機関の対応

- 「アーチル」に行政教員が在籍していることで、学校にとっても相談相手が知っている教師だったり、学校の事情を知っている人だったりすることから、「最近こういうことで困っている」といった相談をする敷居が下がり、相談しやすい体制となっている。
- 子どもへの支援を考える際に、学校側の事情としては、集団の中で学校運営を行っている中で、できることとできないことが出てくる一方で、福祉側の立場では、対象となる子どもの事情だけに寄って考えてしまうという立場の違いが生じることがある。実際に教鞭をとっていた経験のある行政教員が「アーチル」の相談員として活動することで、「アーチル」としても、学校側の事情をしっかりと聞き、双方の事情に折り合いをつけ、現実的に何ができるかを一緒に考えていくというスタンスで臨むことが可能となり、学校側も福祉側との連携を行いやすくなっている。

▼取組を継続するための工夫

様々な職階の職員が参加する会議の定期的な開催

- それぞれの課長級が出席する連絡調整会議や実務者会議の定期的な開催が、教育と福祉双方における視点の共有を図る場として双方の業務に位置付けられ、人事異動があった場合にも、教育側と福祉側の双方に、「子どもに対して統一された方針の下で支援を行う」という共通認識が維持されており、取組の継続性が担保されている。

人事異動に伴う教育と福祉の連携促進

- 「アーチル」に配置された行政教員は、「アーチル」での勤務後、教員職に戻って学校の教頭や校長といった管理職や特別支援教育コーディネーターを務めたり、市における特別支援教育の主管課である特別支援教育課へ異動したりしている。福祉側の立場での業務経験を有し、福祉側の役割を理解した教師が福祉側にとっての連携先に在籍することになるため、教育側との連携をより図りやすくなるという流れを生んでいる。

教師に対する相談体制の整備

- 教師は、対応が難しい子どもが複数名いた場合、それぞれの特性に応じた支援ができていたのだろうか等といった悩みを抱える中で、行政教員とのやり取りを通じて、教師自らが自身の対応が正しかったと確認できたり、自身の悩みに共感してもらえたりする相談体制の整備は、教師に対する支援の一役を担っている。

成果

▼子ども・保護者にとっての成果

- 児童相談所の一部業務、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センターの機能を有する「アーチル」の存在によって、保護者にとって相談窓口が一本化されており、生まれてから学齢期、成人期にかけて、同じ機関から一貫した支援を受けることが可能となる。
- 具体的には、保護者の同意の下、学齢児支援係と乳幼児支援係の職員が小学校入学後に一緒に学校を訪問し、幼稚園・保育所から小学校という環境の変化にあたって、子どもが持っている特性や必要な対応等について学校側に引き継ぐような取組を行っているほか、成人支援係が大学と連携し、大学卒業前の学生を支援するという取組を行っている。

▼市にとっての成果

- 「アーチル」の来所相談や学校訪問といった取組を通じて、学校において、福祉事業所との会議が当たり前のように取り組まれているようになっており、学校だけでは解決できないことがあるという認識を学校側が持つようになり、連携の必要性が周知された。
- 「アーチル」設立当初に行政教員として相談員で携わっていた教師が、現在、市の特別支援教育課の課長を務めていたり、行政教員として相談員に携わった経験のある教師が学校の現場での教員職に戻ったりする等、福祉側の役割が分かる人材が教育側に在籍している。一方で、福祉側にとっても実際に教鞭をとっていた教師が行政教員として在籍することで、教育側の役割を理解できる。福祉側の役割を理解した人が学校にいて、「アーチル」としても学校とのやり取りが行いやすくなっており、教育と福祉双方が、お互いの役割を理解し合い、業務に取り組むことが可能となっている。
- 教育と福祉の双方がお互いの役割を理解し合っていることで、連携体制が構築できている。例えば、学校から「アーチル」へ子どもをつなぐ際に、「アーチル」として教師に理解してほしい点を、特別支援教育課が福祉側の意図を理解して学校全体に周知したり、反対に、教育側から求められたことを、その意図を理解しながら福祉側の業務に反映させたりすることも可能となっており、相手の意図を理解して業務を行っていくことが教育と福祉の双方で可能となっている。

課題

▼相談件数の増加

- 発達障害とは言い切れないが支援が必要な子どもが通常の学級にも増え、その対応で学校も苦慮しており、「アーチル」でも一緒に対応を考えてほしいというニーズがある。また、「アーチル」に対しても、「発達障害ではないか」との相談受付が増加し、待機時間が長くなっている。
- 例えば、ゲームやスマートフォンの長時間利用で生活習慣が整っていない子どもが増加しており、そのような子どもについても発達障害ではないか、という相談が増えている。このような事例は、生来的な発達障害なのか、生活している環境の中で作られたものなのかの区別が難しい。少なくとも、どの子どもに対しても、メディア機器は一定の時間のルールを定めて使用する・睡眠時間はしっかりとる、といった生活の立て直しのための助言はできるため、まずはそのような助言を、学校を通じて保護者に周知し、本当に専門機関につながるべき子どものニーズをくみ取れるような体制を整備している。
- このような課題を会議体の中でも共有していきながら、「アーチル」ができること、学校でできることを考えていくようなことが、会議の検討事項にもなっている。

担当部署：健康福祉局北部発達相談支援センター（【TEL】022-375-0110）
同 南部発達相談支援センター（【TEL】022-247-3801）

（仙台市発達相談支援センターHP）

※ 仙台市発達相談支援センター「アーチル」の詳細は、
右 QR コードからご確認ください。



全世帯を対象とした就学支援シートによる就学前後の情報連携

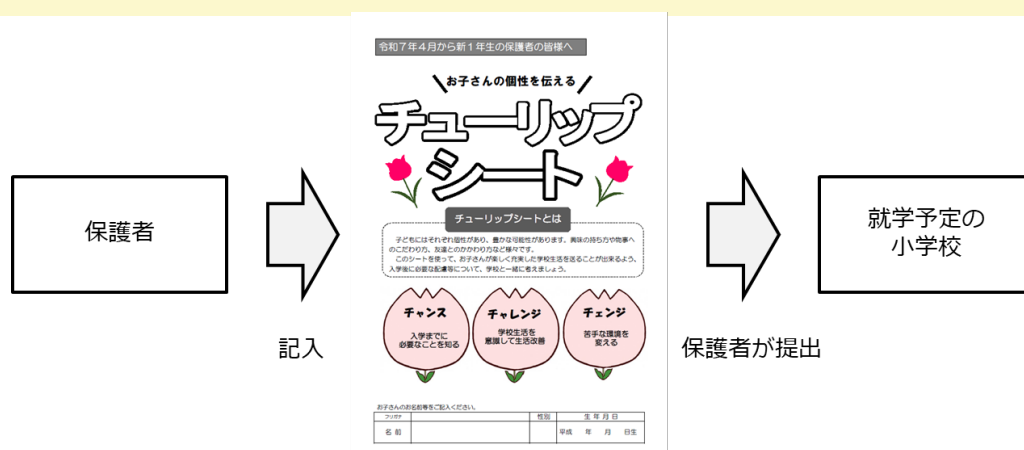
キーワード

① 就学支援シート「チューリップシート」

② 全世帯配布

事例の概要

- 足立区では、発達に関する相談窓口の機能を担っている教育委員会「こども支援センターげんき」が、就学支援シートである「チューリップシート」を運用。
- 「チューリップシート」は、入学後に必要な配慮等の情報を学校に伝えるためのツールで、保護者から見た子どもの様子を記入する形となっており、小学校入学前の保護者が作成。
- 現在は、翌年度に小学校に入学する子どもを持つ全世帯に「チューリップシート」を配布し、小学校への提出を依頼。



これまでの流れ

平成28年度

ライフステージごとの発達支援施策を検討するため、教育委員会をはじめとする関係部署により、「発達支援検討委員会」を設置。

平成29年度

「発達支援検討委員会」での検討の結果、発達に関する相談窓口が「障がい福祉センター」から「こども支援センターげんき」へ移管。

平成30年度

「就学前の子どもの発達に関する情報が小学校へ十分に伝わっていない」という課題について、「チューリップシート」の提出割合が低く、小学校にこどもの発達の課題や支援情報が事前に十分に伝わっていないという現状を踏まえ、「希望者が保育所等にシートを取りに行く方式から、小学校から全家庭にシートを配布する方式に変更」、「記述式から、記入しやすい『できる』『にがて』の択一方式に変更」といった形で「チューリップシート」を改訂。

令和2年度

「こども支援センターげんき」の支援管理課発達支援係から全世帯に「チューリップシート」を郵送する方法へ変更。

令和3年度

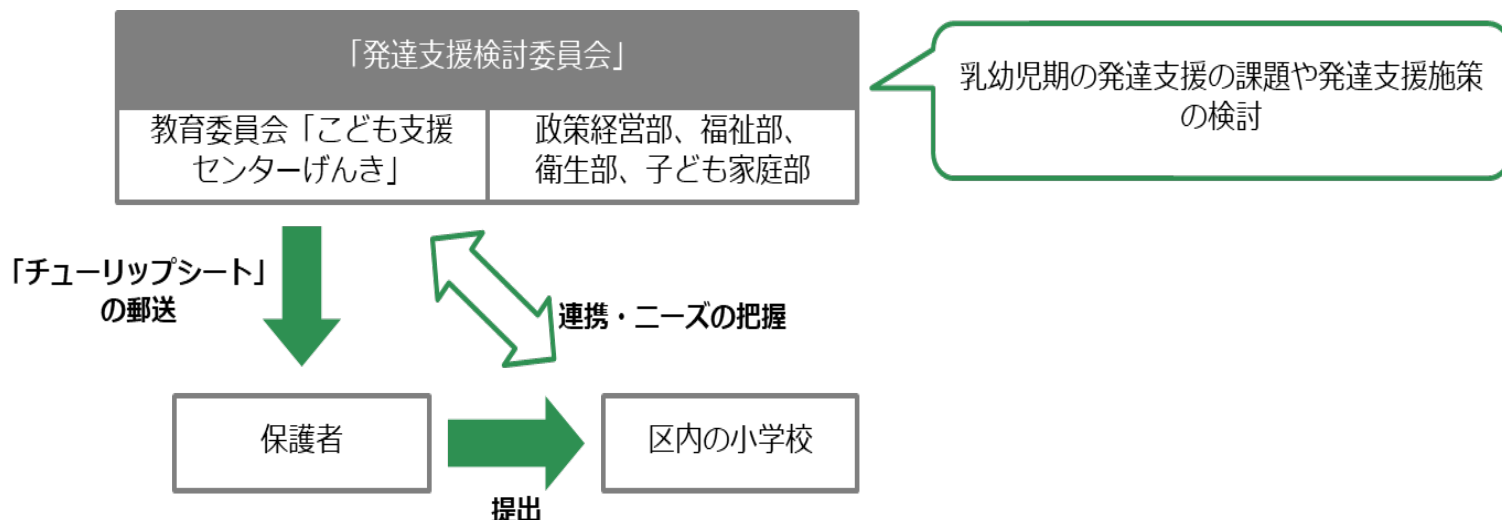
多言語版（英語版・中国語版）を作成し、希望する保護者へ学校から配布。

令和6年度

日本語版に加えて、多言語版（英語版、中国語版）もホームページに添付。

連携の枠組

- 教育委員会、政策経営部、福祉部、衛生部、子ども家庭部の部長、課長、係長が出席し「発達支援検討委員会」での検討の結果、「チューリップシート」を改訂。
- 現在は、「こども支援センターげんき」から全世帯へ「チューリップシート」を郵送し、全ての保護者が作成し、就学予定の小学校へ提出。



成果

学校と子どもにとっての成果

- 全ての家庭からシートの提出を求めることで、小学校において、作成・提出を保護者の判断に任せていた場合には把握できなかった子どもの情報を入学前に得ることができるようになったため、子どもとの関わり方や子どもへの支援方法についての検討を行いやすくなった。
- 小学校は、どの子どもにどのような配慮が必要かを把握できるため、入学時のクラス配置を検討する際に活用することが可能となった。

連携のポイント

【学校が必要とする情報を得るための工夫】

○ 全世帯からのシートの提出

- それまでは就学時健診の際に小学校から保護者にシートを配布していたものを、9月末～10月初旬に全世帯にシートを郵送し、就学時健診の際に保護者から小学校に提出する形へと、シートの配布・提出方法を変更。

○ 校長会を通じたニーズの把握

- 「チューリップシート」の改訂にあたっては、「こども支援センターげんき」が校長会を通じて、小学校が必要としている情報が何かを把握し、シートの改訂内容に反映。

【担当部署】

足立区教育委員会こども支援センターげんき支援管理課

(TEL) 03-5681-0134

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 東京都足立区 (人口約70万人)

全世帯を対象とした就学支援シートによる就学前後の情報連携

事例の概要

- 足立区では、発達に関する相談窓口の機能を担っている教育委員会「こども支援センターげんき」が、就学支援シートである「チューリップシート」の運用を行っている。
- 「チューリップシート」は、子どもが楽しく充実した学校生活を送れるよう、入学後に必要な配慮等の情報を学校に伝えるためのツールであり、保護者から見た子どもの様子を記入する形となっており、小学校入学前の保護者が記入するものである。
- 現在は、翌年度に小学校に入学する子どもを持つ全世帯に「チューリップシート」を配布し、小学校への提出を求めている。
- これにより、全ての子どもの保護者から見た子どもの情報が小学校に共有されている。
- その他、就学前機関が作成する「児童要録」、区の発達支援児と認定された児童の「個別支援計画」、こども支援センターげんき就学相談での「こどもの情報」等、保護者同意のあるもののみ小学校に共有されている。

1 成長・発達について学校に知っておいてほしいことをご記入ください。

(1) お子さんの様子

各項目について「できる」または「にがて」のどちらかの欄に○をつけてください。

「にがて」なものは、お子さんの状況について簡単にご記入ください。

	お子さんの様子	できる	にがて	具体的な様子
1	トイレで、大便・小便とも一人でできる。			
2	好き嫌いなく食べることができる。			
3	自分で着替えをして、服の片付けができる。			
4	ひらがなで書いてある自分の名前を、読むことができる。			
5	「今日は何をして遊んだの？」などの質問に、出来事を思い出しながら答えることができる。			
6	保護者の話を最後まで聞き、理解できる。			

【足立区「チューリップシート」より一部抜粋】

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 乳幼児期から学齢期への相談と支援の充実等、ライフステージごとの発達支援施策を検討するため、平成28年9月に、区庁内の教育委員会、政策経営部、福祉部、衛生部、子ども家庭部によって「発達支援検討委員会」が設置された。設置当初は、部長、課長、係長が出席し、月1～2回程度の頻度で「発達支援検討委員会」を開催した。
- 「発達支援検討委員会」での検討の結果、保護者が「障がい福祉センター」に発達に関する相談に行くことは、心理的なハードルが高いことを踏まえ、平成29年4月より、発達に関する相談窓口が、「障がい福祉センター」から「こども支援センターげんき」に移管された。これにより、保護者の障がい受容の有無にかかわらず、相談しやすい体制を整備し、「こども支援センターげんき」が就学前から学齢期までの子どもの発達相談に関わる情報を把握できるようになった。
- 平成29年度に開催した「発達支援検討委員会」での検討の結果、乳幼児期の発達支援の課題として、「子どもの発達課題に関する保護者の気づきが十分ではない」、「就学前の子どもの発達に関する情報が小学校へ十分に伝わっていない」、「子どもの成長を促す集団・個別の支援の場が不足している」の3点が整理された。このうち、「就学前の子どもの発達に関する情報が小学校へ十分に伝わっていない」という課題について、「チューリップシート」の提出割合が低いという現状を踏まえ、就学前から学齢期へ情報と支援をつなぐため、「チューリップシート」の改訂を行うこととなった。
- その結果、平成30年度に「希望者が保育所等にシートを取りに行く方式から、小学校から全家庭にシートを配布する方式に変更」、「記述式から、記入しやすい『できる』・『にがて』の択一方式に変更」、「関係機関の記入欄を無くし、保護者の意見のみ記入」する形へと改訂された。
- その後、令和2年度から、シートを全世帯が小学校へ提出する形とし、「こども支援センターげんき」の支援管理課発達支援係から全世帯にシートを郵送する方法へ変更した。
- 令和3年度からは、多言語版（英語版・中国語版）を作成し、希望する保護者へ学校から配布し、令和6年度から、日本語版に加えて、多言語版（英語版、中国語版）もホームページに添付している。

連携のポイント

▼学校が必要とする情報を得るための工夫

全世帯からのシートの提出

- 「チューリップシート」の配布方法が、希望する保護者が保育所等にシートを取りに行く形であった際は、当然ながら、小学校から全家庭にシートを配布する形であった際も、「チューリップシート」の作成及び小学校への提出は、保護者の判断に任されることになっていた。シートの作成・提出の基準が保護者次第になっていたため、小学校から見た際に、本当に必要とする家庭からの提出がなされていなかった。そこで、それまでは就学時健診の際に小学校から保護者にシートを配布していたものを、9月末～10月初旬に全世帯にシートを郵送し、就学時健診の際に保護者から小学校に提出する形へと運用を変更した結果、保護者の判断によらず、全ての子どもの情報を小学校が把握することが可能となった。

校長会を通じたニーズの把握

- 「チューリップシート」の改訂に当たっては、「こども支援センターげんき」が校長会を通じて、小学校が必要としている情報が何かを把握し、シートの改訂内容に反映させた。
- 小学校の意見を踏まえることで、保護者の記入の負担を考慮しつつも、小学校が必要とする情報が得られるようなシートの質問項目とすることができた。また、校長会を通じて、保護者が希望する子どもだけでなく全ての子どもの情報が欲しい、という小学校の意向を把握することができたため、全世帯にシートの提出を求める形への変更の判断を行うことが可能となった。

成果

▼学校と子どもにとっての成果

- 「チューリップシート」の作成・提出を保護者の判断に任せていた時には、シートの提出がない場合、小学校側では、本当に配慮・支援を必要とする子どもの情報を必ずしも事前に把握ができない状況であった。そのため、入学後の学校環境への適応が難しい小学校1年生に対して、小学校は対応に苦慮していた。全ての家庭からシートの提出を求めることで、小学校において、子どもの情報を入学前に把握できるようになったため、スクールカウンセラーも交えて、子どもとの関わり方や子どもへの支援方法についての検討を行いやすくなった。
- また、入学前に全ての家庭からシートの提出がなされることで、小学校は、どの子どもにどのような配慮が必要かを把握できるため、入学時のクラス配置を検討する際にも活用することが可能となった。これにより、配慮が必要な子ども自身の入学後の困難さを軽減することが可能になることに加え、担任による早期支援も可能となり、事後対応の負担が軽減することにつながった。

課題

▼負担の軽減

- 「チューリップシート」の小学校での保管期間については、明確に定められていない状況にある。「チューリップシート」は、紙のシートを配布・提出する形での運用となっており、個人情報を含むため厳重な管理が必要であり、在籍する児童数の多い小学校では、シートの保管・管理の負担が大きくなっている。現在、校長会と連携し、保管期間についての検討を行っている。

担当部署:足立区教育委員会こども支援センターげんき支援管理課 (TEL)03-5681-0134

(足立区教育委員会こども支援センターげんき HP)

※ 足立区教育委員会こども支援センターげんきの詳細は、
右 QR コードからご確認ください。



子ども・若者総合サポートシステムを用いた切れ目ない支援

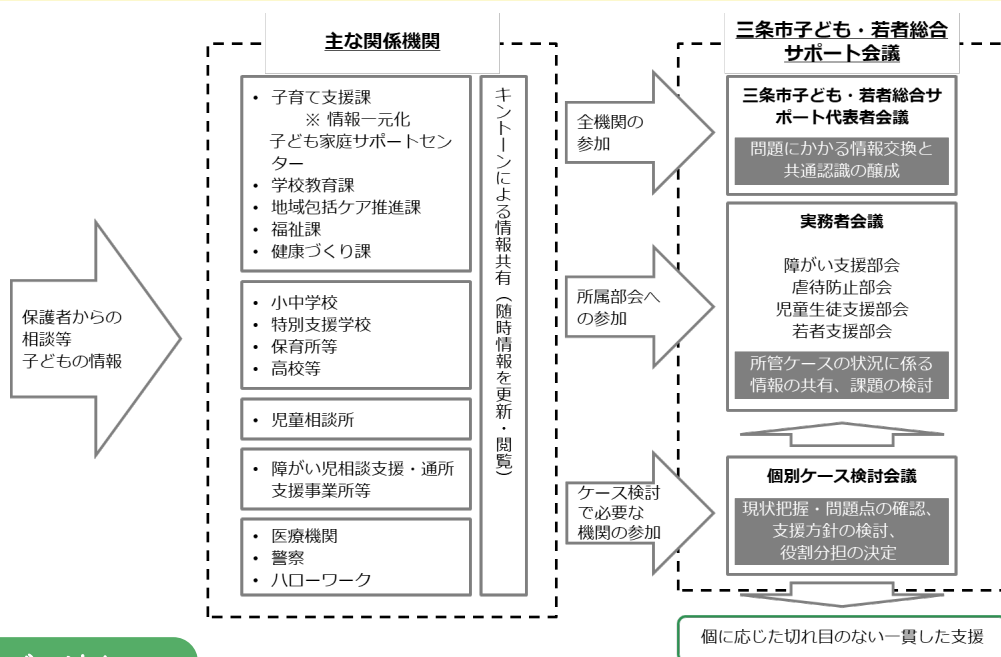
キーワード

① 情報の一元管理システム

② 周知のためのマニュアル作成

事例の概要

- 「三条市子ども・若者総合サポートシステム（本システム）」は、乳幼児から就労・自立に至るまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター（子ども家庭サポートセンター）が情報を集約・一元化し、関係機関・組織が連携して個に応じた支援を継続的に行う仕組み。
- 本システムでは、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンターが中心となって、代表者会議や4つの実務者会議（虐待防止、障がい支援、児童生徒支援、若者支援）、ケース検討会議等を通じて連携体制を構築・調整しているほか、登録されている子ども本人や保護者の状況等について年3回のモニタリングを行い、情報収集を定期的を実施。
- 支援対象となる子どもの情報を関係機関が随時更新・閲覧できる情報共有プラットフォームを活用し、子育て支援課子ども家庭サポートセンターが個別の支援台帳を作成して子どもの情報を一元管理し、関係機関と子どもの基本情報や経過記録などを共有。



これまでの流れ

平成20年度 子育て支援課が教育委員会に設置され、子どもに関する施策が教育委員会に一本化される。

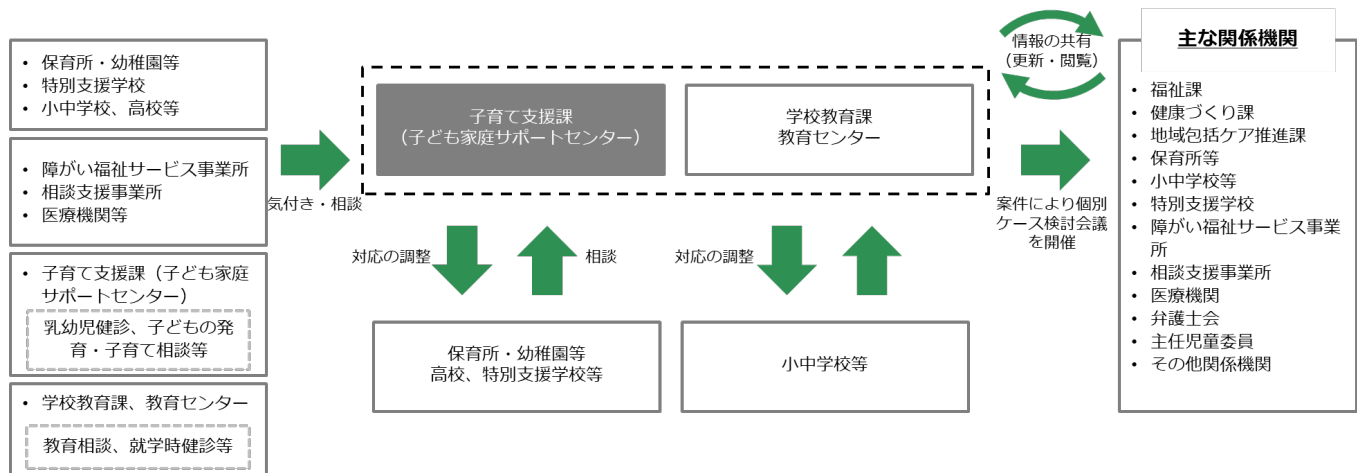
平成21年度 切れ目なく子どもの情報を集約・一元化するため、本システムを開始。

令和4年度 虐待に係る情報の管理・共有のために、業務のシステム化・効率化のためのクラウドサービスである「キントーン」の活用を開始。

令和5年度 全ての子どもに関する情報を「キントーン」を活用して管理・共有。

連携の枠組

- 子育て支援課子ども家庭サポートセンターが情報を一元管理しているほか、関係機関・組織との連携・調整を実施。



成果

支援者にとっての成果

- 情報が過去から切れ目なく一元的に管理・集約され、関係機関・組織に共有されていることは、支援者にとって効果的な支援を検討するために有益である。

子ども・保護者にとっての成果

- 子ども家庭サポートセンターに行けばワンストップで支援を受けられ、本システムに登録することで、切れ目なく一貫し、かつ個に応じた支援を総合的に受けられる。

連携のポイント

【利用者の拡大に関する工夫】

○ 本システムの周知徹底

- 保育所や幼稚園への入園前の保護者会や、就学時健康診断、中学校入学前、中学3年の保護者会等の場面において、保護者への本システムの周知を行っているほか、市内の小・中学校の校長会や転入職員向けの研修の場において、教師への周知を実施。

【異動に左右されずに取組を継続するための工夫】

○ 様々な職階の職員が参加する会議の定期的な開催

- 代表者会議、実務者会議、ケース会議の開催をシステム化し、これらの会議に様々な職階の職員が参加することで、市職員の異動により担当者が交代する場面があっても、市全体として支援が継続される仕組みを構築。

○ 運営マニュアルの作成

- 令和6年6月、各々の担当者が具体的にどのように動いてどのような対応を行えばよいかや、何をすべきかが分かるようにした「三条市子ども・若者総合サポートシステム調整機関運営マニュアル調整機関運営マニュアル」を策定し、活用。

【担当部署】

新潟県三条市教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター

(TEL) 0256-45-1114

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 新潟県三条市 (人口約9万人)

子ども・若者総合サポートシステムを用いた切れ目ない支援

事例の概要

- 「三条市子ども・若者総合サポートシステム(本システム)」は、乳幼児から就労・自立に至るまで、「切れ目なく一貫して」「個に応じた必要な支援」を総合的に受けられるようにすることを目的とした仕組み。本システムでは、教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター(子ども家庭サポートセンター)が中心となって情報を集約・一元化するとともに、関係機関・組織と連携して支援体制づくりを行なっている。
- 「三条市子ども・若者総合サポート代表者会議」や4つの実務者会議(虐待防止、障がい支援、児童生徒支援、若者支援)、ケース検討会議等を通じて連携体制を構築・調整している。年1回の代表者会議では、活動計画に対する審議や活動状況の情報共有を行い、実務者会議では支援状況の進行管理や支援者への研修会、講演会等を実施しているほか、登録されている子ども本人や保護者の状況等について年3回のモニタリングを行い、情報収集を定期的の実施している。
- 連携方法の1つとして、支援対象となる子どもの情報を関係機関が随時更新・閲覧できる情報共有プラットフォームを活用し、子ども家庭サポートセンターが個別の支援台帳を作成して子どもの情報を一元管理し、関係機関と子どもの基本情報や経過記録等を共有している。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 三条市でも、子育て支援に関する様々な施策を実施しているものの、保健・医療・保育・教育等、担当する分野ごとに複数の部署が分散して支援を行っており、利用する側の市民にとっては分かりにくいという課題が続いていた。
- 子育てという大きなくくりの中で、「子どものライフステージに応じた必要な取組を総合的かつ集中して取り組むための組織が必要」との前市長の考えから、子どもの出生から未就学児・小中学生・青少年期までの間の施策の連携や、個人への支援の継続が十分に図られるよう、子育て支援に関する窓口を一本化するための整理を行った。
- 平成20年4月に組織機構を見直し、子育て支援課が教育委員会に設置され、子どもに関する施策が教育委員会に一本化された。
- 平成21年度から、切れ目なく子どもの情報を集約・一元化するため、本システムを開始。開始当初は「Microsoft Access」を用いた情報の管理・共有を行っていたが、令和4年度から、虐待に係る情報の管理・共有のために業務のシステム化・効率化のため、クラウドサービスである「キントーン」の活用を開始。令和5年度からは、全ての情報を「キントーン」を活用して管理・共有している。

連携のポイント

▼利用者の拡大に関する工夫

本システムの周知徹底

- 子ども家庭サポートセンターに相談に来た保護者に対し、保健師より本システムへの登録・利用を促しているほか、保育所や幼稚園への入園前の保護者会や、就学時健康診断、中学校入学前、中学3年の保護者会等の場面において本システムの周知を行い、支援が必要な子どもの保護者に対して本システムへの登録・利用を促している。
- 保護者に対する周知のほか、市内の小・中学校の校長会において、年に数回の頻度で本システムの周知を行い、各学校の教師への説明を依頼しているほか、年度初めに実施される小・中学校の転入職員向けの研修の場においても、本システムの説明を実施している。学校において支援が必要な子どもがいた場合に、教師から保護者に対して本システムへの登録・利用を促せるようにしている。

▼異動に左右されずに取組を継続するための工夫

様々な職階の職員が参加する会議の定期的な開催

- 管理職や支援機関の代表が出席する代表者会議を年1回、実際に支援業務を行っている担当者が出席する部会（実務者会議）を年2～3回の頻度でそれぞれ開催して情報共有等を行っているほか、ケース会議は年70回程度開催している。代表者会議、実務者会議、ケース会議の開催をシステム化し、これらの会議に様々な職階の職員が参加することで、市職員の異動により担当者が交代する場面があっても、市全体として支援が継続される仕組みとなっている。

運営マニュアルの作成

- 令和6年6月、実務担当者や実際に支援に携わる職員の異動等によって、支援が必要な子どもに影響が出ないよう、各々の担当者が具体的にどのように動いてどのような対応を行えばよいかや、何をすべきか等を分かるようにした「三条市子ども・若者総合サポートシステム調整機関運営マニュアル」を策定し、活用している。

成果

▼支援者にとっての成果

- 本システムによって、子どもの情報が切れ目なく一元化され、関係機関・組織に共有されている。子どもに関する情報は、その子どもに対してどのような支援が必要かを検討するために、過去から現時点までの情報が必要となる。今後、その子どもにどのような支援が必要となるかわからないため、将来新たな支援が必要となった場合や、新たな市のサービスを受ける必要が生じた場合等に、情報が過去から切れ目なく一元的に管理・集約され、関係機関・組織に共有されていることは、支援者にとって効果的な支援を検討するために有益である。

▼子ども・保護者にとっての成果

- 子ども家庭サポートセンターが子育て支援に関する窓口として一本化されており、保護者は子育てに当たり、子ども家庭サポートセンターに行けばワンストップで支援を受けることが可能となる。

- 本システムに登録することで、必要な情報が関係機関・組織で共有され、必要な支援が検討されることから、乳幼児期、就学、進学、進級、就労・自立に至るまで切れ目なく一貫し、かつ個に応じた支援を総合的に受けられる。

課題

▼義務教育終了後の支援が必要な子どもの把握

- 義務教育終了後の子どもで新たに支援が必要となった場合の把握が課題となる。本システムは保護者に登録の同意をしてもらうことで個人情報の関係機関・組織への共有が可能となるため、義務教育終了前に本システムに登録している子どもについては、義務教育終了後についてもその情報を高等学校等に引き継ぎ、連携した支援体制を整えられ、また、実務者会議において年3回の頻度で実施しているモニタリングを通じて、義務教育終了後の情報についても保護者から収集し把握することが可能となる。
- 一方で、義務教育終了前に本システムに登録しておらず、義務教育終了後に支援が必要となった場合、現状、保護者や子ども本人からの申し出以外には、その子ども情報を把握することが困難な状況にある。これは高等学校の生徒が三条市内の住民に限定されていないため、高等学校の教師が三条市在住の子どもに対してのみ本システムの利用を促す等、他市在住の子どもと比べて特別の対応を取ることが難しいためである。
- そのため、現状は、少しでも子どものことが心配な保護者や支援が必要な保護者には本システムへの登録を促しており、中学3年の保護者会で本システムの周知を行っている。また、市内及び近隣の高等学校には、本システムの案内や相談先の周知を行っている。

▼個人情報の提供への同意

- 本システムへの登録に当たっては、本人又は保護者から「個人情報の取扱いに関する同意書」を取得し、本システムに登録しているが、本人や保護者にとっては、個人情報の登録や同意書の提供は手間になってしまう。現状は、関係機関・組織との間で情報を共有することによるメリットや本システムの有用性を説明し、協力を得ている。

個人情報の取扱いに関する同意書

三条市教育委員会教育長 宛

私に関する個人情報を三条市子ども・若者総合サポートシステムにおいて、次のとおり利用し、又は、共有して取り扱うことに同意します。

記

1 利用し、又は、共有する個人情報の範囲

氏名、生年月日、住所、連絡先、家族構成及び所属機関並びに相談及び支援の経過等

2 個人情報の利用目的

三条市子ども・若者総合サポートシステムにおいて、切れ目のない総合的な支援を受けるために実施される、個別支援計画の作成及び実施並びに関係機関・組織の担当者で行う会議の実施及び連絡、調整等で必要な場合に利用するもの

3 個人情報の共有先

所属機関（保育所・保育園・幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等）、児童相談所、相談支援事業所、新潟県三条地域振興局健康福祉環境部、三条市福祉保健部及び三条市教育委員会その他児童の支援に関わる機関・組織

令和 年 月 日

本人署名

（本人が未成年の場合）

法定代理人署名

[続柄]

【個人情報の取り扱いに関する同意書様式】

担当部署：新潟県三条市教育委員会子育て支援課子ども家庭サポートセンター （TEL）0256-45-1114

※ 子ども・若者総合サポートシステムの詳細は、
右 QR コードからご確認ください（三条市 HP）。



ICF（国際生活機能分類）の考え方を活用した地域支援体制づくり

キーワード

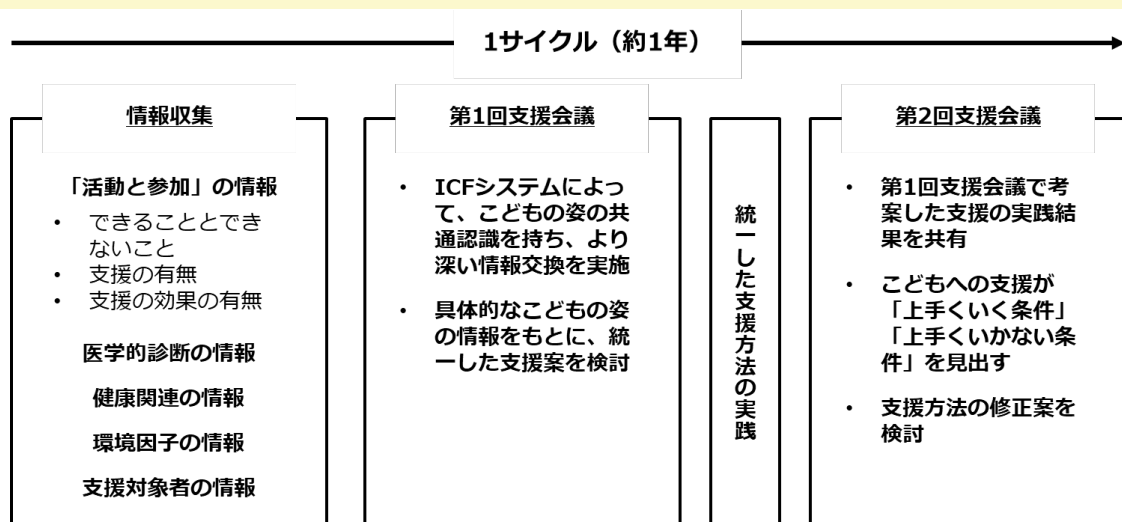
① ICF情報把握・共有システム（ICFシステム）

② 支援会議

③ 支援計画

事例の概要

- 碧南市では、福祉こども部こども課が中心となって、ICFの考え方を取り入れており、ICF情報把握・共有システム（ICFシステム）を活用し、医師や心理士等の専門職、相談支援専門員、家族、学校や放課後等サービス事業所等の現場支援者が連携して、情報を収集・把握し、チームで子どもについて共通認識を持った上で統一した支援方法を検討し、支援を実践している。
- ICFシステムでは、「支援なしの場面での困難の有無」「困難が軽減する場面や支援の有無」「支援効果の程度」の情報を把握することで、「できることとできないこと」「場面や支援の効果の有無」を明らかにし、支援方法をチームで検討・考案していく。支援方法の検討にあたっては、「医学的診断」「健康関連情報」「環境因子」「支援対象者情報」も収集・把握することで、生活エピソードと専門性に基づく支援計画を策定している。
- チームメンバーによる支援会議を通じて支援計画を策定しているが、初回の支援会議の前に約1か月間をかけて対象となる子どもの情報を収集し、支援会議にて支援の方法を構築し、チームメンバーの役割を定める。その後3ヶ月～半年程度の支援の実践を経て、2回目の支援会議で振り返りを行なっている。支援の効果が認められ、日々の支援で対応できるようになるまで、このサイクルを繰り返している。



これまでの流れ

平成28年度

作業療法士等の専門職による保育園・幼稚園等への巡回支援を開始。

平成30年度

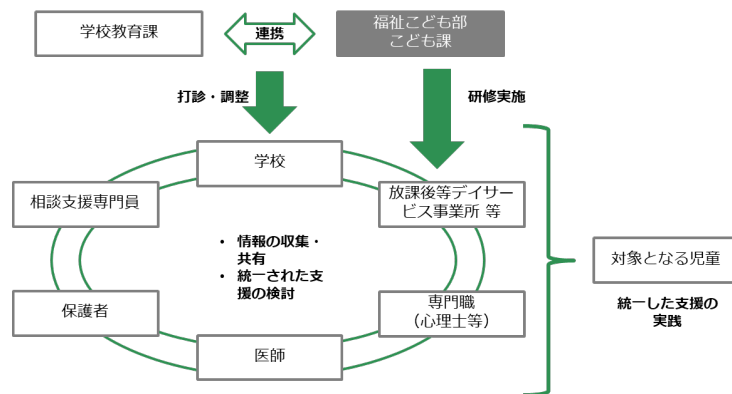
発達障害児者地域生活支援モデル事業として、ICFシステムを活用し、支援関連情報の把握、共有と効果的な支援を構築・実践。

令和元年度

幼児期や学齢期の児童に対してICFシステムを活用した家庭・教育・福祉の連携による地域支援体制づくりを実施。

連携の枠組

- 福祉こども部こども課が中心となり、ICFシステムの研修を実施。ICFシステムの活用を希望する事業所は、日々の支援では難しい場合に、同システムを活用。
- 保護者に対しては、放課後等デイサービス事業所等の福祉事業所から説明し、学校に対しては、福祉こども部こども課と学校教育課が連携して、説明を実施。



成果

支援者にとっての成果

- 多角的な見方ができるようになり、子どもの理解が深まり、支援の質の向上と支援者のスキルアップにつながる。

市にとっての成果

- 現場での子どもに対する支援の質の向上と支援者のスキルアップがもたらされ、市内の支援者の育成につながるほか、子どもへの効果的で統一された支援を一貫して届けことが可能となる。

子どもにとっての成果

- 環境面に関わる支援者全員の共通理解が、合理的配慮の提供にもつながり、本人が過ごしやすくなる。

連携のポイント

【教育との連携に関する工夫】

○ 学校教育課との連携による学校との連携の下地づくり

- ICFシステムを実際の子どもへの支援に活用するためには、学校との連携が不可欠であったが、学校との連携に向けて必要となるプロセスや説明にあたっての留意事項等の助言を学校教育課から受け、それを踏まえて、学校との連携に向けた準備を進めた。

○ 学校が動きやすい環境の整備

- 保護者から同意・賛同を事前にもらうことで、学校が動きやすい環境を整備した。

○ 教員の負担低減

- 子どもの情報収集が教師にとって過度な負担とならないよう、収集が必要な項目を、普段の学校生活を通じて把握可能な8項目に限定し、教師も協力しやすい環境づくりを行った。
- 子どもの具体的な情報把握・記録の仕方として、良い書き方・悪い書き方の例を教師に共有したほか、研修を実施して環境整備を行った。
- 支援会議の開催タイミングを平日の夕方に1時間程度、場所を学校として、教師が参加しやすいように設定している。

【担当部署】

愛知県碧南市福祉こども部こども課

(TEL) 0566-95-9885

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 愛知県碧南市 (人口約7万人)

ICF (国際生活機能分類) の考え方を活用した地域支援体制づくり

事例の概要

- ICF (国際生活機能分類) は、WHO (世界保健機構) が2001年に採択した人間の生活機能モデルで健康状態、心身機能・身体構造、活動、参加、環境因子、個人因子の6つの観点から人間の健康状態を記述するものである。本モデルに「障害」との言葉はない。
- 碧南市では、福祉こども部こども課が中心となって、ICFの考え方を取り入れており、北海道大学大学院教育学研究院の安達潤教授が研究代表を務めた研究チームによって開発された発達支援システムであるICF情報把握・共有システム (ICFシステム) を活用している。
- ICFシステムでは、「支援なしの場面での困難の有無」「現在の支援の有無」「支援効果の程度」の情報を把握することで、「生活場面での困難の有無」「困難が軽減する場面や支援の有無」「困難軽減の程度」を明らかにし、支援方法をチームで検討・考案していく。支援方法の検討にあたっては、医師や心理士等の専門職、相談支援専門員、家族、学校や放課後等デイサービス事業所等の現場支援者が連携して、ICFの観点と対応する「医学的診断」「健康関連情報」「活動と参加」「環境因子」「支援対象者情報」を収集・把握することで、生活エピソードをベースとし、そこに専門的観点を加味した支援計画を策定することが可能となる。
- ICFシステムの活用は、日々の支援では対応が難しい場合に行われる。チームメンバーによる支援会議を通じて支援計画を策定しているが、初回の支援会議の前に約1か月間をかけて対象となる子どもの情報を収集し、支援会議にて支援方法を構築し、チームメンバーの役割を定める。その後3ヶ月～半年程度たった後、2回目の支援会議にて振り返りを行なっている (おおよそ1年で1サイクル)。支援の効果が認められ、日々の支援で実施していけるようになるまで、このサイクルを繰り返している。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 平成28年度から、作業療法士等の専門家による保育園・幼稚園等への巡回支援を開始したものの、専門的知見からの支援・助言をする方法は現場で助けになる一方、現場の支援者が自分たちで支援を考えていけるスキルの向上にはつながらなかった。また、行われる支援・助言は日々の現場の情報とのつながりがなく、巡回支援担当の専門家視点によるものであるため、子どもに対する支援のあるべき姿として、子どもの生活場面全体を幅広く見る必要があると感じていた。
- 平成27年度～29年度にかけて、日本医療研究開発機構の精神障害分野研究開発事業において、安達潤教授を代表とするチームがICFの視点に基づく情報把握・共有システムの研究開発を行っていた。平成30年度から、発達障害児者地域生活支援モデル事業として、ICFシステムを活用し、支援関連情報の把握・共有と効果的な支援の構築・実践を行い、令和元年度に、幼児期や学齢期の児童に対してICFシステムを活用した家庭・教育・福祉の連携による地域支援体制づくりを行った。

▼教育との連携に関する工夫

学校教育課との連携による学校との連携の下地づくり

- ICFシステムを実際の子どもへの支援に活用するためには、子どもに対して現場で支援を行う教師の協力が必要であり、学校との連携が不可欠となっている。福祉こども部こども課では学校との連携に向けて必要となるプロセスや説明にあたっての留意事項等の助言を学校教育課から受け、それを踏まえて学校との連携に向けた準備を進めた。
- 例えば、ICFシステムに関する説明のための個別の学校訪問に先んじて、まずは校長会に説明を行って承認を得ることや校長会での説明の仕方等について、学校教育課に在籍している教師より助言を得た。これにより、学校との円滑な連携が可能となった。

学校が動きやすい環境の整備

- 保護者から同意・賛同を事前にもらうことで学校が動きやすい環境を整備した。ICFシステムの活用のためには保護者の同意・協力が前提となるため、学校への説明に先んじて、放課後等デイサービス事業所等の福祉事業所から保護者に対してICFシステムの活用についての説明を行い、保護者の同意・賛同を得ていた。学校としては保護者がやりたいことを叶えたいという行動原理も働くことから、学校側も協力しやすい状況をつくることができた。

教師の負担低減

- ICFシステムの活用では、教師も対象となる児童生徒の情報を収集する必要がある。この情報収集が教師にとっての過度な負担とならないよう、情報収集が必要な項目を、実生活や学習面に関すること等、普段の学校生活を通じて把握可能な項目に限定することで、教師も協力しやすい環境づくりを行った。
- ICFシステムでは子どもの具体的な姿の情報を入力する必要があるが、「簡潔にまとめる」ことを意識し行動してきた教師にとっては対応に苦慮する場面がみられた。そのため、情報の把握・記録の仕方として良い書き方・悪い書き方の例を教師に共有したほか、研修を実施し、教師が必要な情報を提供できるよう、環境整備を行った。
- 支援会議については、その開催タイミングを平日の夕方に1時間程度、場所を学校として、教師が参加しやすいように設定している。

成果

▼支援者にとっての成果

- ICFシステムの活用を通じて、支援者が自分の関わる場所以外（学校なら家庭や事業所）での子どもの姿及びそこでの支援者の関わり方を知ることによって、多角的な見方ができるようになり、子どもの理解が深まり、支援の質の向上と支援者のスキルアップにつながる。支援者が育ち、子どもに適した具体的な支援方法が見つかることにより、子どもに良い変化が生じ、教師もやりがいを感じ、保護者との関係も良好になる。

▼市にとっての成果

- 上記のとおり、教師や福祉事業所の担当者等、現場での子どもに対する支援の質の向上と支援者のスキルアップがもたらされ、市内の支援者の育成につながる。
- 教育と福祉が領域をまたいで連携し、支援方法を検討することで、子どもに対して効果的で統一された支援を一貫して届けることが可能となる。

▼子どもにとっての成果

- 本人の苦手さだけでなく、本人の良さに加え「こんな場面や関わりだとうまくいく(うまくいかない)」といった環境面に関わる支援者全員の共通理解が、合理的配慮の提供にもつながり、本人が過ごしやすくなる。

【具体例】

- 小学6年生の児童。アナログ時計が読めなかったが、学校は把握していなかった。チャイムが鳴る前に着席が必要だが、いつチャイムが鳴るかわからない。本人は教師に言われたことは守らないといけなと思っていたため、休み時間にも友達と遊ばず、チャイムに間に合うようにずっと座っていた。時計が読めないで次の行動への不安が高く、周りの子の様子をうかがって動いていた。学校の教師にとっては、静かに座っているため問題を感じていなかったが、本人は不安や苦しさ感じていた。自ら人と関わることに苦手さがあったが、声をかけてもらえると喜んでおり、本人は周囲との関わりを望んでいた。また、学校の宿題は家ではやらないか、やってもノートを黒く塗りつぶしてしまっていた。しかし、担任が代わってから宿題をやるようになり、保護者や福祉事業所の担当者は不思議に思っていた。
- 本児童に対して、教師、保護者、事業所支援員がそれぞれの視点で網羅的に把握した具体的情報を基に意見交換を行なった結果、本児の不安を取り除く支援に加え、友達との関わりを設けることが必要で、かつ、その子だけのために特別にしている感が出ないようにすることが重要との共通認識が醸成された。その上で、具体的な支援方法を検討した結果、教室のアナログ時計の下にデジタル時計を設置する、授業ではタイマーを活用し活動の終了数分前と終了時に鳴らす、周囲と関わる機会をつくるために、係を工夫する(例:忘れ物がないか声かけをする係)等の支援方法が構築された。
- また、担任の本児への宿題への対応方法を支援者全員で共有し検討することで、その方法が本児にとって負担が無いよい方法であることがわかり、担任が自然に行っていたその方法を、他の支援者も応用することにした。(方法:できない問題は励ましすぎず、できなかった時の方法をあらかじめ示す。それができたときにほめる。これまでは、できない問題が1つか2つだけであったため、担任が「あと少しだよ」と励ましており、それが本児にはプレッシャーになり「これ以上がんばれない」とノートを黒く塗りつぶしていたことを共通理解した。)

課題

▼ICFシステムを活用する事業所の拡大

- ICFシステムを使う福祉事業所の拡大が課題。事業所によって様々なアセスメントの考え方がある中で、ICFシステムを活用してみたいと思ってもらう工夫が必要。
- 福祉側の事情として、令和6年度報酬改定において、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、「5領域(※)」全て含めた総合的な支援を提供することが運営基準に明記された。個別支援計画

等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供することが必要となる。5領域でのアセスメントが必要になるが、事務所はどのようにすればよいかわからず、困っている状況。ICFという言葉を使わずに、ICFの考え・項目を5領域に溶け込ませることで、福祉側での活用が拡大していく可能性があると考えている。

(※) 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

▼情報の引継ぎ

- ICFシステムを使って支援が上手くいっていた子どもが、進級して担任が変わった時や、小学校から中学校にあがる場面で困難が生じることがある。特に小学校は担任の教師がほぼ全ての時間を子どもと接している一方で、中学校は教科ごとに教える教師が変わるため、多くの教師が関わることになる。支援会議での情報を、どのようにしたら子どもに関わる教師に引き継ぎ、活用してもらえるのかが今後の課題となる。

担当部署：愛知県碧南市福祉こども部こども課 (TEL) 0566-95-9885

事例8

兵庫県小野市（人口約5万人）

モデル校による「顔の見える関係」づくりの実践と他校への横展開

キーワード

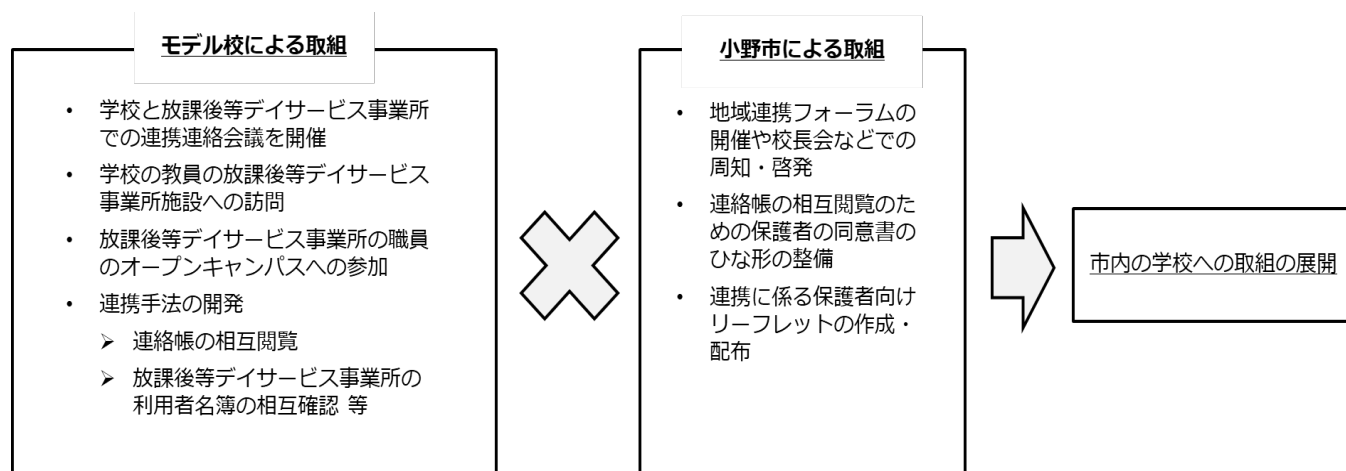
① モデル校の指定

② リーフレットの作成

③ 連携モデルの構築

事例の概要

- モデル校による連携連絡会議の開催や教師の放課後等デイサービス事業所の訪問、放課後等デイサービス事業所の職員のオープンキャンパス参加等によって、「顔の見える関係」を構築した。
- 学校と放課後等デイサービス事業所等との連携状況等の実態把握に関する学校でのアンケート調査や、連携についての理解を深めるための地域連携フォーラムを開催した。地域連携フォーラム等を通じた周知活動を通じ、市内の小学校に連携の取組を展開した。
- モデル校では、放課後等デイサービス事業所の利用者名簿の相互確認や、情報共有の手段として連絡帳の相互閲覧等が行われたほか、保護者の同意を得られた児童生徒については、個別の教育支援計画や障害児事業所の支援利用計画の共有も行われた。
- さらに、モデル校での連携手法を基に、学校教育課でリーフレットの作成を行った。



これまでの流れ

平成30年度

西日本豪雨の際、臨時休校時の児童生徒の引き渡しにおいて、小野特別支援学校が放課後等デイサービス事業所との連携不足を認識したことを契機に、教育委員会に相談。

令和元年度

文部科学省委託事業を活用し、小野特別支援学校をモデル校として、学校と放課後等デイサービス事業所との連携手法の開発に係る取組を実施。

令和2年度

令和3年度

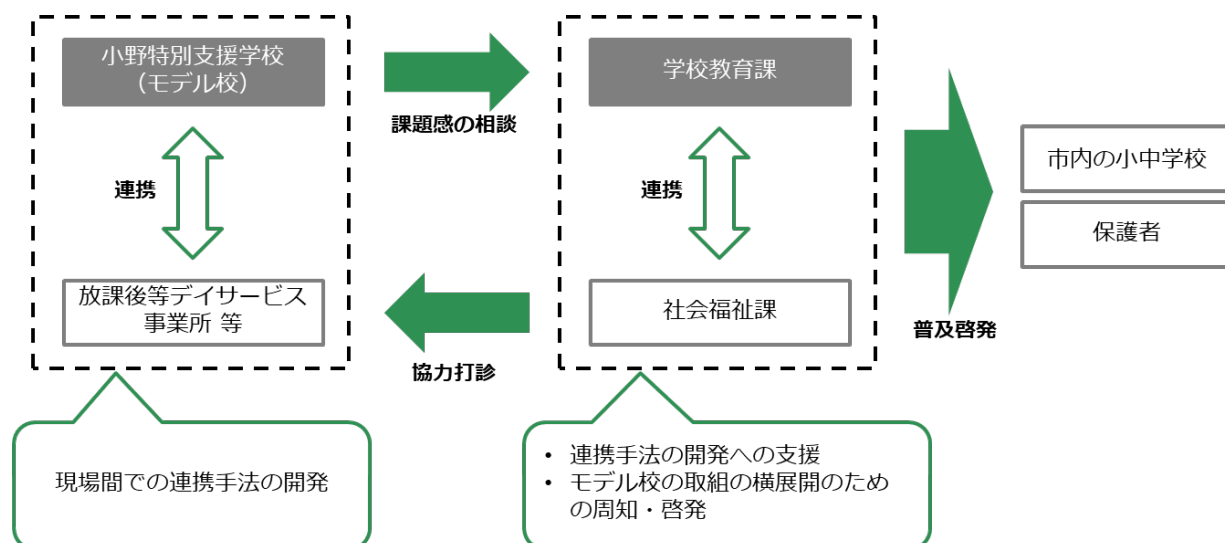
モデル校の取組を参考として、小学校でも放課後等デイサービス事業所との連携の取組が展開。

令和4年度

放課後等デイサービス事業所との連携に取り組む学校の拡大に向け、普及啓発を実施。

連携の枠組

- モデル校からの相談を基に、学校教育課が中心となり、社会福祉課と連携の上、学校と放課後等デイサービス事業所との連携モデルを構築。



成果

市にとっての成果

- 学校と放課後等デイサービス事業所での連携連絡会議の開催や、放課後等デイサービス事業所の利用者名簿の相互確認、情報共有の手段として連絡帳の相互閲覧という、学校と福祉の連携手法を定めることができた。
- 保護者の同意を得られた児童生徒については、個別の教育支援計画や事業所の支援利用計画の共有も行われた。

連携のポイント

【本取組を継続するための工夫】

○ 管理職同士がつながる協働体制

- 連携連絡会議を設定して組織同士の顔が見えることをシステム化することで、学校と福祉における連携の継続性が担保可能となる。その際、学校及び放課後等デイサービス事業所双方の管理職同士が知り合い、つながることで、組織同士・担当者同士の連携が促進できる。

○ 保護者とつながる協働体制

- 連携の必要性や連携を重視し促進していることをリーフレットを作成し周知している。保護者の理解を深め、連携に対して前向きにとらえてもらうことで（学校としては「保護者がやりたいことを叶えたい」という行動原理が働くことから）学校側の連携に対する動機付けにもつながる。

【担当者の負担軽減に関する工夫】

○ 既存の連絡帳の活用

- 連携に当たっての情報共有の際に新たな業務負担が生じないように、保護者向けに作成している連絡帳を、そのまま情報共有の手段として活用している（相互閲覧のために保護者の同意を得ている）。

【担当部署】

兵庫県小野市教育委員会学校教育課

(TEL) 0794-63-2409

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 兵庫県小野市 (人口約5万人)

モデル校による「顔の見える関係」づくりの実践と他校への横展開

事例の概要

- 学校と放課後等デイサービス事業所との連携に向け、小野特別支援学校をモデル校として、連携手法の検討を実施した。
- 具体的には、学校と放課後等デイサービス事業所で連携連絡会議を開催、教師の放課後等デイサービス事業所の訪問、放課後等デイサービス事業所の職員によるオープンキャンパス参加等によって、「顔の見える関係」を築いたほか、学校と放課後等デイサービス事業所等との連携状況等の実態把握に関する学校でのアンケート調査や、連携に関する理解を深めるための地域連携フォーラムを開催した。
- 連携連絡会議の結果、放課後等デイサービス事業所の利用者名簿の相互確認、情報共有の手段として連絡帳の相互閲覧等が行われたほか、保護者の同意を得られた児童生徒については、個別の教育支援計画や障害児事業所の支援利用計画の共有も行われた。
- さらに、モデル校での連携手法を基に、学校教育課でリーフレットの作成を行った。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- 平成30年度の西日本豪雨の際に、臨時休校時の児童生徒の引き渡しにおいて、迎えに来た放課後等デイサービス事業所と引き渡す側の学校との間で、安全な引き渡しができるのかの最終確認にかなりの時間を要し、学校と放課後等デイサービス事業所間での連携不足が露呈した。
- この連携不足を認識した小野特別支援学校が危機意識を持ち、災害時の連絡体制に限らず、日頃からの取組や支援についても放課後等デイサービス事業所と連携し取り組むことが、子どもや保護者のためになると考え、教育委員会に相談。教育委員会が放課後等デイサービス事業所を所管している社会福祉課に共有し、連携して本事業の取組を行うこととなった。
- 初年度である令和元年度に、小野特別支援学校をモデル校として連携の枠組みを固め、令和2年度に実践し、最終的な連携の枠組みを策定した。
- 令和元年度及び2年度に開催した地域連携フォーラム等を通じて、市内の小・中学校に対して「顔の見える関係」づくりについての周知を行った結果、令和3年度に、他の小学校において、モデル校での取組が展開された。
- 令和4年度以降は、引き続き、学校と放課後等デイサービス事業所での連携連絡会議や相互の施設訪問、連絡帳の相互閲覧の実施についての周知や、小学校での取組成果を校長会で共有する等、普及啓発を行っている。

▼取組を継続するための工夫

管理職同士がつながる協働体制

- 日頃の気軽な相談や連絡ができるような、教師と放課後等デイサービス事業所の担当者との間での「顔の見える関係」も重要であるが、連携連絡会議を定期的に設定し、組織と組織で会う機会を設けており、学校と福祉における連携の継続性をシステムとして担保することが可能となる。
- その際、担当者同士だけでなく、管理職同士が知り合い、つながることも大事だと考えている。管理職であっても放課後等デイサービスのことを知らない者も多い。管理職が現場を知っているということが重要であり、困ったときは「ちょっと声かけてみたら」と一言言える管理職であるか否かによって、取組の差が出てくるということを実感している。

保護者をつながる協働体制

- 保護者に対して学校と放課後等デイサービス事業所との連携の必要性や、市として連携を重視し促進していることを周知し、保護者の理解を深め、連携に対して前向きに捉えてもらうための取組を行っている（学校としては「保護者がやりたいことを叶えたい」という行動原理が働くことから、学校側の連携に対する動機付けにもつながる。）。
- 具体的には、モデル校での連携の取組をもとに保護者向けのリーフレットを作成し、配布している。リーフレットは、初年度は学校教育課が作成を行った後、2年目以降は社会福祉課が作成・更新を行っている（名義は教育委員会と社会福祉課の連名）。
- その他、放課後等デイサービス事業所と学校との連携に当たって、相互の施設訪問の実施を行うよう周知しているが、相互の施設訪問のうち、学校を訪問する機会として、保護者も参加するオープンスクールの日、放課後等デイサービス事業所を招くよう周知している。保護者からも「連携している」ことが目に見えることで、「口だけじゃないのだな」というのが伝わることを期待している。

▼担当者の負担軽減に関する工夫

既存の連絡帳の活用

- 学校と放課後等デイサービス事業所との情報共有に当たって、どのように情報共有を行うかを決める必要があった。新たな様式を作ってしまうと、負担感から活用されず、結果として情報共有が促進されなくなる恐れがあったため、保護者向けに作成している連絡帳を、そのまま情報共有の手段として活用することとした。連絡帳の相互閲覧のためには保護者の同意を得る必要があるが、現在は、教育委員会が同意書のひな形を作成し、必要な時に活用してもらっている。

成果

▼市にとっての成果

- モデル校での取組を通じて、学校と放課後等デイサービス事業所での連携連絡会議の開催や、放課後等デイサービス事業所の利用者名簿の相互確認、情報共有の手段として連絡帳の相互閲覧という、学校と福祉の連携手法を定めることができた。
- 連携連絡会議の結果、保護者の同意を得られた児童生徒については、個別の教育支援計画や事業所の支援利用計画の共有も行われた。
- 地域連携フォーラムを通じて学校と福祉の連携の重要性を周知・普及した結果、放課後等デイサービス事業所への教師の理解や連携の重要性への認識が高まる等、教師に意識の変化が見られた。
- モデル校での取組が市内の小学校へも展開し、小学校と放課後等デイサービス事業所との連携が促進された。

課題

▼学校の管理職への更なる周知

- 学校と放課後等デイサービス事業所との連携の重要性を理解している管理職の場合と、重要性の認識が薄い管理職の場合とでは、放課後等デイサービス事業所と連携を行っていても、連携の深さが異なるため、管理職に対する連携の必要性の周知が引き続き必要である。現在は、毎月実施される校長会で連携の重要性を説明している。
- 学校側が外部連携を苦手と感じる場合も多く、その門戸の幅を広げるか否かの差は管理職の判断も大きい。職員が広げようとしても、管理職が「そこまでやらなくていい」となると門戸が狭くなってしまう。

▼中学校と放課後等デイサービス事業所との連携

- モデル校での取り組みを踏まえ、学校と放課後等デイサービス事業所との連携についての周知を進めた結果、小学校と放課後等デイサービス事業所との連携は促進されたものの、現状、中学校には放課後等デイサービス事業所との連携の重要性があまり浸透していない状況にある。
- 中学校に入ると部活にも参加し、「もう放課後等デイサービス事業所は利用しない」という固定観念があり、放課後等デイサービス事業所の利用・連携があまり進んでいない。
- 本心では引き続き放課後等デイサービス事業所の利用を希望する中学生の保護者もいることから、そのような希望をどのように吸い上げ、中学校に伝えていくか、放課後等デイサービス事業所の利用に係る固定観念をどのように打ち破るかが課題となっている。

担当部署：兵庫県小野市教育委員会学校教育課 (TEL) 0794-63-2409

学校と福祉が連携しやすい環境の整備と他校への横展開

キーワード

- ① 放課後等福祉連携調整員 ② 情報共有会 ③ 「放デイとの引継ぎ連絡シート」
④ 指導事例集 ⑤ 保護者の同意書

事例の概要

- 学校と放課後等デイサービス事業所等の福祉機関との連携に向け、学校教育課が国分西小学校、国分南中学校を福祉連携モデル校として指定し、連携手法の検討を実施した。
- モデル校では、放課後等福祉連携調整員による学校訪問・情報共有会を通じたアセスメントの実施方法や特性の理解、支援方法についての検討を行ったほか、学校と放課後等デイサービス事業所等との連携会議を開催し、各機関が個別の支援計画等を持ち寄り共有することで、支援の方向性や各機関の役割分担を明らかにする、福祉機関との連携を行った。
- モデル校での取組の結果、下校時の放課後等デイサービス事業所職員との児童生徒の引継ぎに当たっての「放デイとの引継ぎ連絡シート」を作成したほか、児童がどの福祉サービスを利用しているかを学校が把握するため、新年度初めに配布する「家庭環境調査票」に利用している放課後等デイサービス事業所名を記入する欄を新たに設けることとした。また、学校と放課後等デイサービス事業所が情報を交換・共有するため直接連絡を取れるようにするため、情報共有に関する保護者の同意書を作成し、年度初めに保護者に同意を得るようにした。

モデル校による取組

- 放課後等福祉連携調整員による学校訪問・情報共有会
 - アセスメントの取り方や特性の理解、支援方法などについての検討
- 学校と放課後等デイサービス事業所等との連携会議
 - 各機関が支援計画を持ち寄り共有することで支援の方向性や各機関の役割分担を明らかにする
- 連携に必要な書類等の整備
 - 「放デイとの引継ぎ連絡シート」の作成
 - 「家庭環境調査票」の記入欄の追加
 - 情報共有に関する保護者の同意書の作成



霧島市による取組

- 教育福祉連携地域運営協議会の設置
- 放課後等福祉連携調整員の指名
- 教育・福祉合同発達障害等理解事例職員研修の実施
- モデル校の取組や連携の必要性の周知・特別支援教育力の向上のため講演会・実践報告会の開催



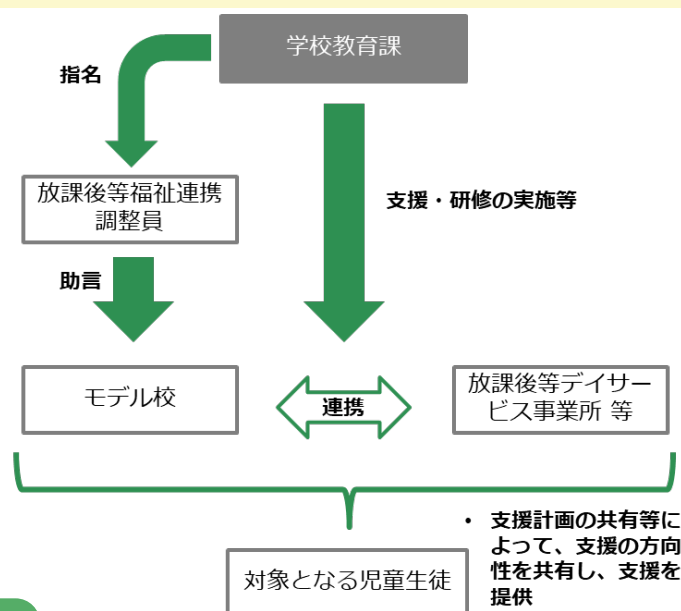
市内の学校への取組の横展開

これまでの流れ

- 平成29年度** 文部科学省の委託事業を活用し、国分西小学校をモデル校として、放課後等デイサービス事業所との連携のあり方に関するモデル構築の取組を開始。
- 平成30年度** 国分南中学校もモデル校に指定し、取組を継続。
- 令和元年度以降** モデル校で構築した連携の在り方を市内に横展開。

連携の枠組

- 学校教育課がモデル校を指定し、モデル校と放課後等デイサービス事業所が連携し、具体的な連携に向けての取組を実施。



成果

学校・福祉機関にとっての成果

- 「放デイとの引継ぎ連絡シート」の作成や、「家庭環境調査票」の記入欄の追加、情報共有に関する保護者の同意書の作成等、学校が放課後等デイサービス事業所との連携に当たって、具体的に必要となる書類が整備された。
- 学校は、放課後等デイサービス事業所を利用している児童生徒を把握し、「放デイ事業所別児童一覧」を作成することができ、より円滑な連携が可能となった。

連携のポイント

【学校における特別支援教育力向上のための工夫】

○ 放課後等福祉連携調整員の活用

- 放課後等福祉連携調整員が月に1～2回モデル校への学校訪問を行った。対象の児童生徒について、1回目の訪問の際に授業参観を通じて実態把握（経過観察）を行い、2回目の訪問の際に、1回目の訪問時に実施した実態把握の内容を基に、特性の理解や支援方法に関する助言を行った。

【学校と福祉の関係を深めるための工夫】

○ 学校と福祉の連携のステップの提示

- モデル校の取組を踏まえ、学校と福祉機関が連携するためのステップとして、具体的な手順や留意事項等を提示し、具体的に連携に向けて動き出しやすい環境を作った。

○ 個別の支援計画等を持ち寄った情報共有

- モデル校における放課後等デイサービス事業所との連携会議において、複数の事業所を利用している児童生徒については、同じ時間帯に話し合えるようタイムスケジュールを工夫し、話し合いに当たっては、各機関がそれぞれの支援計画を持ち寄り、共有した。

【担当部署】

鹿児島県霧島市教育委員会学校教育課

(TEL) 0995-45-5111

※ 詳細版は次頁以降参照。

【詳細版】 鹿児島県霧島市 (人口約12万人)

学校と福祉が連携しやすい環境の整備と他校への横展開

事例の概要

- 学校と放課後等デイサービス事業所等の福祉機関との連携に向け、国分西小学校と国分南中学校を福祉連携モデル校として指定し、連携手法の検討を実施した。
- 学校教育課において、連携の在り方や課題を明らかにするため、以下を実施した。
 - 教育福祉連携地域運営協議会の設置
 - モデル校での取組を支援するため、発達障害に関する専門的な知識と経験のある放課後等福祉連携調整員の指名
 - 教育・福祉合同発達障害等理解事例職員研修
 - モデル校の取組や連携の必要性の周知・特別支援教育力の向上のため講演会・実践報告会の開催等
 - 学校と放課後等デイサービス事業所との連携状況を把握するためのアンケート調査
- モデル校では、放課後等福祉連携調整員による学校訪問、情報共有会を通じたアセスメントの実施方法や特性の理解、支援方法等に関する検討を行ったほか、学校と放課後等デイサービス事業所等との連携会議を開催した。各機関が個別の支援計画等を共有することで、支援の方向性や各機関の役割分担を明らかにし、学校と福祉機関との連携を行った。
- モデル校での取組の結果、下校時の放課後等デイサービス事業所職員との児童生徒の引継ぎに当たっての「放デイとの引継ぎ連絡シート」を作成したほか、児童生徒がどの福祉サービスを利用しているかを学校が把握するため、新年度初めに配布する「家庭環境調査票」に利用している放課後等デイサービス事業所名を記入する欄を新たに設けることとした。また、学校と放課後等デイサービス事業所が情報を交換・共有する際に直接連絡を取れるよう、情報共有に関する保護者の同意書を作成し、年度初めに保護者に同意を得るようにした。

【連絡シート】 月 日 () 名前 ()

1 健康面で気になること ☐ なし ☐ あり ()

2 下校時のトイレ ☐ 済み ☐ なし ☐ あり ()

3 バット ☐ なし ☐ あり ()

4 バニッタ ☐ なし ☐ あり ()

5 登 降 車 () 校 車 () 校 車 () 校 車 ()

6 明日の下校時刻 時 分

7 その他連絡 ☐ なし ☐ あり ()

【「放デイとの引継ぎ連絡シート」】

- さらに、モデル校における放課後等福祉連携調整員による学校訪問・情報共有会によって導き出されたアセスメントから指導の方向性までの協働支援事例を、学校教育課が「指導事例集」として類型別にまとめ、教育や福祉関係者等の支援者が、支援の方向性を定める際に参考となる資料を作成した。

これまでの流れ

▼本事業を行うきっかけ・課題感

- これまで学校は、特別支援学校による巡回相談等を活用して、特別な支援を要する子どもへの具体的な支援方法等に関する助言をもらって支援を行っていたが、巡回相談等だけでは対応できないケースが増えてきた。また、特別支援学級数が急増する中で、特別支援学級の指導経験がない又は乏しい教師が担当せざるを得ない場合が増えてきた。そのため、現場では、専門的な知識が十分でない等の理由から、支援方針について保護者の理解を得られない場面が増えてきた。
- そのような中、学校と福祉機関が連携することで、専門的な立場からのアセスメントに基づいた支援の工夫を個別の教育支援計画や個別の指導計画に取り入れることで、効果的な指導を行うことができるとともに、保護者の理解を得られやすくなるのではと考え、モデル校での取組を実施することとした。
- まず、平成29年度に、通級指導教室を設置しており、児童生徒が利用している放課後等デイサービス事業所数が多い国分西小学校をモデル校として指定し、放課後等デイサービス事業所との連携の在り方についてのモデル構築に取り組んだ。
- その上で、平成30年度には、中学校で通級指導教室を設置している国分南中学校もモデル校に指定し、モデル校2校での連携の在り方を検証していくこととした。
- 令和元年度以降は、モデル校で構築した連携の在り方の横展開を図っており、現在は、市内の大多数の学校において、放課後等デイサービス事業所との連携会議が開催されている。

連携のポイント

▼学校における特別支援教育力向上のための工夫

放課後等福祉連携調整員の活用

- 児童生徒や保護者への支援に取り組む放課後等福祉連携調整員が、月に1～2回モデル校へ学校訪問を行った。対象の児童生徒について、学校と協働で支援方法等に関する検討を行った。
- 1回目の学校訪問の際に、授業参観を通じて子どもの実態把握（経過観察）を行い、2回目の訪問の際に、1回目の訪問時に実施した実態把握の内容を基に、特性の理解や支援方法に関する助言を行う、というサイクルで実施した。その結果、日々の指導の在り方や個別の指導計画の作成及び活用等、特別支援教育力の向上につながった。

▼学校と福祉の連携を深めるための工夫

学校と福祉の連携のステップの提示

- 学校教育課がモデル校の取組や連携の必要性の周知・特別支援教育力の向上のために講演会・事例報告会を開催した。その際には、モデル校の取組を踏まえ、学校と福祉機関が連携するためのステッ

プとして、日頃からの連携を大切であることを伝えとともに、以下のように、具体的な手順や留意事項等を提示し、具体的な連携に向けて動き出しやすい環境を作った。

STEP 1

【放課後デイサービス事業所は、学校へ出向く】

1. 訪問前に、訪問日時のアポを取る。（学校の窓口は教頭先生）
2. 訪問時は、身分証（名札）を携行する。
3. 保護者の同意を得て、事業所を利用している児童・生徒リストを整理し、学校へ情報提供する。

【学校は放課後等デイサービス事業所職員を知る】

1. 本校の利用者状況を知る。・・・気になる**こどもの情報共有**ができる。
2. 送迎時の場所等、安全確認を行う。どこで、誰が、どのように）
3. **年間行事予定表を提供**する。

STEP 2

【放課後デイサービス事業所は、学校へ出向く】

1. 教頭先生と連絡を取り合う。⇒学校での様子の観察（授業参観）依頼等
2. 普段からの授業参観
3. 担任と「最近、～～」「～～というところが気になりますよ」と情報共有を行う。

STEP 3

【学校は、放課後デイサービス事業所へ出向く】

1. 保護者の同意を得て、事業所と連絡を取り合う。→放課後等デイサービス（療育）の様子観察。（先生方による夏季休業中の療育見学・ボランティア等）
2. 事業所との連絡会を行う。
 - ・ 学校の「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」と放課後等デイサービス事業所の「支援計画」の交換・共有を行う。→共通の短期・長期目標の閣員を行う。

STEP 4

【学校と放課後デイサービス事業所は、共同で会議を行う】

1. 相談支援事業所等を交えて、ケース会議を行う。
2. 保護者を交えての個別支援会議を行う。

【提示する具体的な手順や留意事項等】

個別の支援計画等を持ち寄った情報共有

- モデル校における放課後等デイサービス事業所との連携会議は、学校に放課後等デイサービス事業所職員を招いて開催されたが、複数の事業所を利用している児童生徒については、同じ時間帯に話し合えるようタイムスケジュールを工夫した。連携会議では、その児童生徒に関わる教師や職員が一堂に介してそれぞれの支援計画を持ち寄り、共有した。これにより、その児童生徒に関わる学校・放課後等デイサービス事業所全員で支援の方向性を共有でき、各機関の役割分担を明確にすることができた。

成果

▼学校・福祉機関にとっての成果

- モデル校での取組を通じて、「放デイとの引継ぎ連絡シート」の作成や、「家庭環境調査票」の記入欄の追加、情報共有に関する保護者の同意書の作成等、学校が放課後等デイサービス事業所との連携に当たって、具体的に必要となる書類等が整備され、連携しやすい環境がつけられた。
- 学校は、新年度初めに配布する「家庭環境調査票」を通じて、放課後等デイサービス事業所を利用している児童生徒を把握することが可能となることで、「放デイ事業所別児童一覧」を作成することができて、連携すべき児童生徒が明確に分かり、より円滑な連携が可能となった。
- モデル事業後の令和元年からは、自立支援協議会のこども部会と協働して、「教育と福祉の研修会」を実施している。お互いの事例を学んだり、お互いの顔が見えたりする貴重な場になっている。

▼連携するための時間の確保

- 特別支援学級を多く抱える学校や、放課後等デイサービス事業所を利用する児童生徒数が多い学校では、放課後における児童生徒の引き渡しの人数が増えたことにより、引き渡しの際に話をする機会が減る等、放課後等デイサービス事業所との連携の時間を確保することが難しい。
- そのような中、夏休みに連絡会を行ったり、オンラインを活用したりする等、連携時間の確保を工夫している。
- また、不登校であるものの、放課後等デイサービス事業所は利用している児童生徒については、特に緊密な連携が必要となるため、オンラインも活用し、連携の時間を確保している。

担当部署：鹿児島県霧島市教育委員会学校教育課 （TEL）0995-45-5111

発達障害のある児童生徒等への支援に向けた教育・福祉の連携事例集

令和7年5月発行

【委託事業名】

令和6年度文部科学省委託事業

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

（発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業）

【事業受託団体】

株式会社Ridilover

【本事業検討委員会】（以下、五十音順（敬称略））

井上 雅彦（国立大学法人鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学専攻 教授）

岩井 雄一（全国特別支援教育推進連盟 理事長）

菊地 真理（秋田県教育庁特別支援教育課 指導チームリーダー）

北川 裕（社会福祉法人嬉泉 法人本部事業部 地域連携係）

藤本 恵美（戸田市教育委員会教育政策室 教育センター担当主事兼指導主事）

米谷 一雄（全国特別支援学校知的障害教育校長会 会長）

